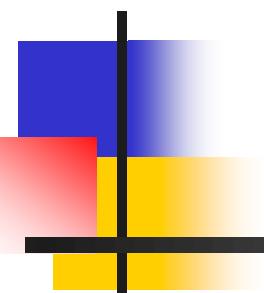


＜武蔵野地域包括ケア研究会 公開講座＞



「武蔵野市の高齢者福祉・介護保険制度の歴史」

1. 武蔵野市の福祉施策の歴史と特徴
2. 武蔵野市の地域包括ケアシステム「まちぐるみの支え合い」
3. 2025年に向けて武蔵野市が目指す「高齢者の姿とまちづくり」
4. 武蔵野市の介護保険給付の特徴

令和6年(2024年) 2月22日

武蔵野市前副市長 笹井 肇

武蔵野市の福祉の創世記 <戦後～1970年代初頭>

それは先駆性と市民の力によって支えられていた

* 1949年(昭和24年)武蔵野赤十字奉仕団設立

- ・同年11月に開設された武蔵野赤十字病院の包帯材料再生ボランティアを開始。
- ・地域ごとに高齢者を招待する「敬老会」を実施(現在の市と赤十字奉仕団共催の「敬老福祉の集い」の原型)

* 1961年(昭和36年)老人家庭奉仕員派遣事業の開始

- ・家庭奉仕員(ホームヘルパー) 3名の市職員で出発
→国のホームヘルパー派遣事業制度化(国庫事業)は1963年(昭和38年)から。

* 1964年(昭和39年)五小学童クラブの開設

- ・放課後の“カギッ子対策”としての地域のお母さんたちが中心となったボランティア事業「ともだちの家」(昭和38年6月)が前身

* 1973年(昭和48年)老人食事サービスの開始

- ・1971年から武蔵野赤十字奉仕団による「愛のスープ」運動が前身となって市が制度化(特別養護老人ホームで調理した昼食を地域のボランティアがひとり暮らし高齢者などに週3回提供)

武蔵野市の福祉の充実期 <1970年代～80年代>

地域ニーズに対応した先進的取り組み

- * **1975年(昭和50年)全国初の地域ケアセンターの開設**
 - ・武蔵野市・小金井市・田無市・保谷市の4市(当時)が協力して設置した保谷市内の特別養護老人ホームに、都市型特別養護老人ホームとしては全国初のデイサービスセンターを設置して共同利用を開始。
- * **1977年(昭和52年)シルバーシティプラン推進事業**
 - ・昭和51年に実施した「老人のための明るいまち推進事業」(国のモデル事業)を発展させ、健康づくり、文化祭、スポーツ大会などの「元気高齢者」対策事業を体系化。
- * **1980年(昭和55年)障害者福祉センター開設**
 - ・武蔵野市初の障害者福祉施設。
- * **1980年(昭和55年)高齢者地域保健福祉事業の開始**
 - ・健康や医療にかかるニーズに対応するため、訪問看護婦を採用。従来のホームヘルパーを家事援助コーディネーター(ケアワーカー)と位置づけた。
- * **1980年(昭和55年)シルバー奉仕員制度の開始**
 - ・シルバー人材センターに登録する中高年者に「シルバー奉仕員」として家事援助サービスを担ってもらう。若年高齢者が後期高齢者の介護ニーズに対応する仕組み。

→このほかにも、1978年に保育園13園体制の確立、1980年に福祉事務所に家庭児童相談室設置など！³

武蔵野市の福祉の飛躍期 <1980年代～90年代>

全国初の新しいサービスへの挑戦

* 1981年(昭和56年)武蔵野市福祉公社の事業開始

・当時はホームヘルパー派遣制度は、所得制限があった(救貧対策的措置制度)。しかし、高齢者や障害者の介護ニーズは所得や不動産所有の有無とは関係ない。武蔵野市は措置制度を補完するため、全国初の福祉公社を設立して有償在宅サービスを開始。不動産を担保とした福祉資金貸付「リバースモーケージ」も全国初めて事業化。

* 1981年(昭和56年)不老体操・公衆浴場開放事業

・公衆浴場を借り上げ、脱衣所で高齢者向け健康体操を実施して一番風呂に入浴する健康増進事業。

* 1982年(昭和57年)緊急警報装置の開発と事業化

・ひとり暮らし高齢者の緊急時対応のシステムを開発し、近隣の協力員が緊急時駆けつける制度。

* 1987年(昭和62年)北町高齢者センターの開設

・単独型デイサービスセンターとしては全国初。ボランティア約250名が運営の主体。2階に高齢者用小規模サービス住宅を併設。

* 1990年(平成2年)特別養護老人ホームめぐみ園の全室個室化

・当時の特別養護老人ホームは多床室(大部屋)が原則。しかし、時代はプライバシーの尊重などから個室ニーズが高まっていた。国が「個室化」を認めない中で、市が独自に「個室化」を財政支援。全国初の全室個室の特別養護老人ホームを実現。

* 1990年(平成2年)シルバーピア(高齢者専用住宅)「武蔵野三宝苑」開設

・国の制度化に先駆けて、民間住宅借り上げ型のシルバーピア(高齢者専用住宅)を吉祥寺に開設。

1990年代は福祉施設整備を推進 在宅サービスと施設サービスの両輪による成熟期

- * **1992年(平成4年)0123吉祥寺開設**
 - ・従来のカテゴリーを越えた新しい子育て施設。
- * **1993年(平成5年)高齢者総合センター開設**
 - ・旧福祉会館を建て替え、高齢者在宅サービスの拠点へ。
- * **1993年(平成5年)障害者総合センター開設**
 - ・社会福祉法人武蔵野を設立。障害者福祉サービスの拠点。主に養護学校卒業後の障害者の就労の場の確保、重度障害者の活動の場の提供。日常生活支援を目的とした施設。
- * **1994年(平成6年)特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム開設**
 - ・市内初の特別養護老人ホーム。東京都の養護老人ホームとの合築。
- * **1995年(平成7年)地域福祉活動計画に基づき各地域社協が順次発足**
 - ・市内初の地域社協「南町福祉の会」発足。同年「西久保福祉連絡会」発足。
- * **1996年(平成8年)桜堤ケアハウス開設**
 - ・学生寮と合築の高齢者ケアハウス、デイサービスセンターで「異世代の共生」を実現。
- * **1996年(平成8年)特別養護老人ホームゆとりえ開設**
 - ・建設設計段階から市民参加による施設構想検討委員会によって実現した全国初の定員30名の都市型小規模特別養護老人ホーム。

1989年に国が「ゴールドプラン」を策定、1991年に老人福祉法が改定され、市町村において老人保健福祉計画の策定が義務づけられた。さらに1994年に「新ゴールドプラン」策定。

介護保険制度施行前(措置制度時代)の 武蔵野市の福祉の特徴

(1)「全国初」となる様々な先進的取り組み

- ・市民ニーズに対応した全国初の地域ケアセンターやりバースモーゲージ、有償在宅サービスの福祉公社、都市型小規模特養など。

(2)国基準・都基準を上回る高いサービス水準

- ・週9時間(月40時間)までの高齢者ホームヘルプサービスは所得に関係なく無料。デイサービス利用料は原則自己負担なし。保育園における職員配置基準の上乗せなど。

(3)市民ボランティアの力

- ・配食ボランティアや施設ボランティアなど。

→行政、福祉公社、市民など多様な主体による豊富で手厚いサービスを実現



1996年(H8年)厚生省「介護保険制度大綱」発表

国基準を上回る武蔵野市の福祉はどうなる?「介護保険制度」導入へ向けて
武蔵野市は問題提起(「介護保険ブックレット」1~3を発行)と独自施策を展開

→武蔵野市ならではの市独自の総合的な高齢者施策のグランドデザインが必要

武蔵野市は平成12年3月に介護保険条例とともに高齢者福祉総合条例を同時に制定

- ①介護保険制度は高齢者介護の一部分しか担えない
- ②高齢者の生活を総合的に支える「まちづくり」の目標

＜基本理念＞

- (1)高齢者の尊厳の尊重
- (2)高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進
- (3)自助・共助・公助に基づく役割分担と社会資源の活用、保健・医療・福祉の連携の推進
- (4)市民自ら健康で豊かな高齢期を迎えるための努力

(高齢者福祉総合条例第2条)

武藏野市の地域包括ケアシステムは 高齢者福祉総合条例による総合的な施策体系を基礎としている

住 宅

【居住継続支援事業】

- リバースモーゲージ
- シルバーピア
- 高齢者サービスハウス

【介護関連施設】

- テンミリオンハウス事業（8カ所整備・現在7カ所）
- 日常生活支援事業
(自立生活支援のためのホームヘルプ
ショートステイ、食事サービス)
- 認知症高齢者支援事業
(相談・啓発・見守り支援事業等)

武藏野市高齢者福祉総合条例（平成12年4月施行）

雇 用

- シルバー人材センター

保 健・医 療

【健康増進・社会参加促進施策】

○いきいきサロン（24カ所）

- 健康づくりや介護予防施策
(地域健康クラブ・不老体操)
- 社会参加促進・生きがい実現の
ための施策
(老人クラブ・社会活動センター)

高齢者福祉サービスの利用に関する条例

日常生活支援事業（ホームヘルプ・デイ
・ショート）などの利用料を規定

【移送サービス事業】

- レモンキャブ事業

○コミュニティバス
「ムーバス」

武藏野市介護保険条例

【法定給付】

- 通所介護（テイサービス）
- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 短期入所（ショートステイ）
- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) など

【サービス相談調整 専門員の設置】

- 苦情対応への
市独自の仕組み

【軽度者向け高齢者施設】

- 桜堤ケアハウス
- 養護老人ホーム

【利用者保護】

- 権利擁護センター

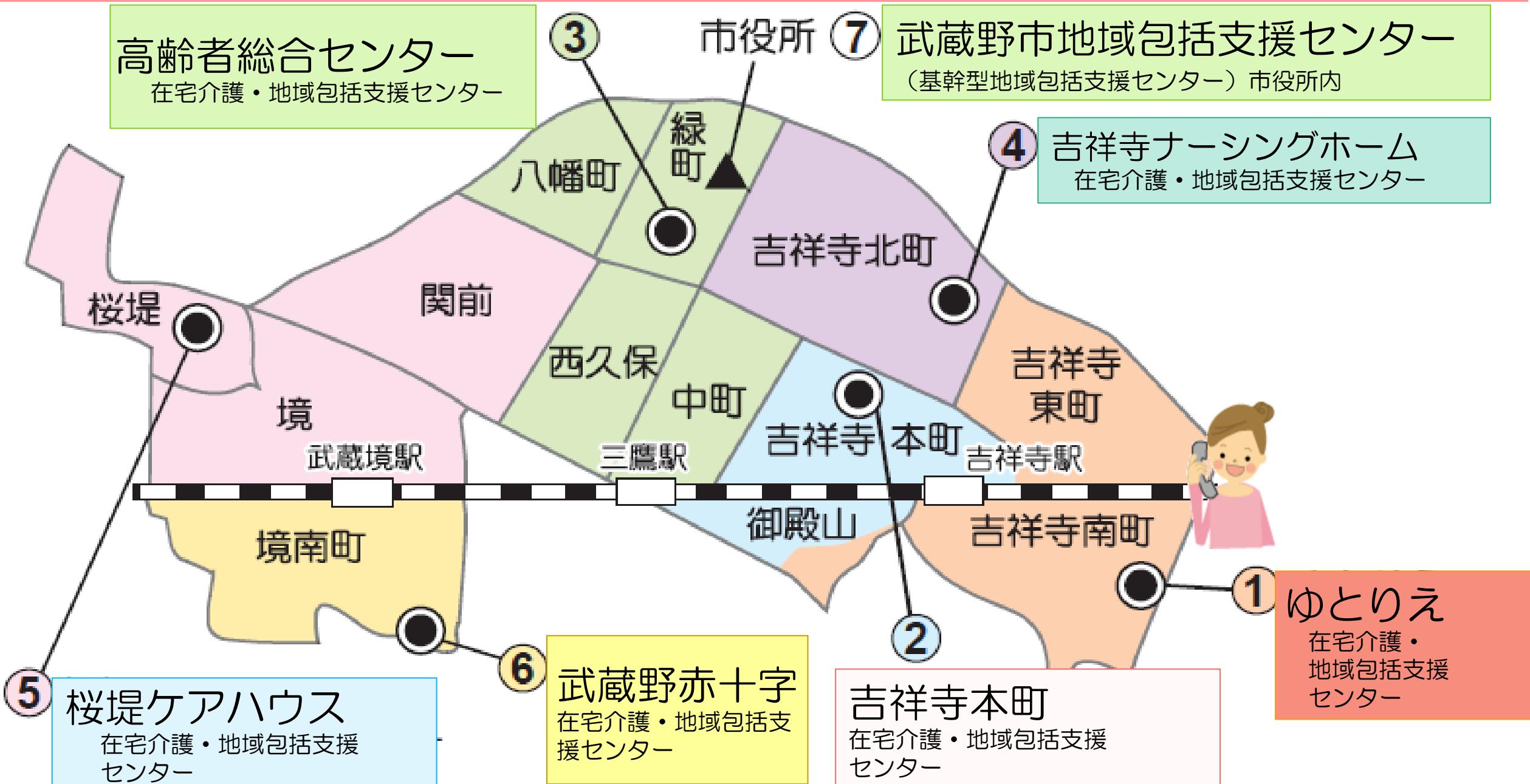
【介護保険施設整備】

- 吉祥寺ナーシングホーム
- ハウスグリーンパーク
- ゆとりえ○ケアコート武藏野
- さくらえん○あんず苑アネックス
- とらいふ武藏野 等

介護予防・生涯学習

交通体系

小地域完結型の相談支援・サービス提供体制



武藏野市の相談支援体制の特徴として、老人福祉法に基づく在宅介護支援センターと介護保険法に基づく地域包括支援センターを併設した相談支援センター(在宅介護・地域包括支援センター)を6カ所配置し、基幹型の地域包括支援センターを市直営で市役所内に設置している

武蔵野市の

地域 包括 ケア システム

まち

ぐるみの

支え合いの

仕組みづくり

- ・武蔵野市は「地域包括ケアシステム」を市民に分かりやすくするため「まちぐるみの支え合いのしくみ」と“訳して”周知しています。
- ・市民も、サービス提供事業者も、医療関係者も、行政も一体となって「支え合いのまちづくり」を進めましょう！と…
- ・テンミリオンハウス、レモンキャブ、いきいきサロンなどの住民参加型サービスをはじめ、地域のすべての関係者が目標を共有し、取組みが進められるよう、2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を掲げてきました。誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活できるまちづくりを進め、武蔵野市ならではの地域包括ケアの実現を目指しています。

2025年に向けて武蔵野市が 目指す高齢者の姿とまちづくり

現在(武蔵野市第8期介護保険事業計画期間中)も継承されています

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

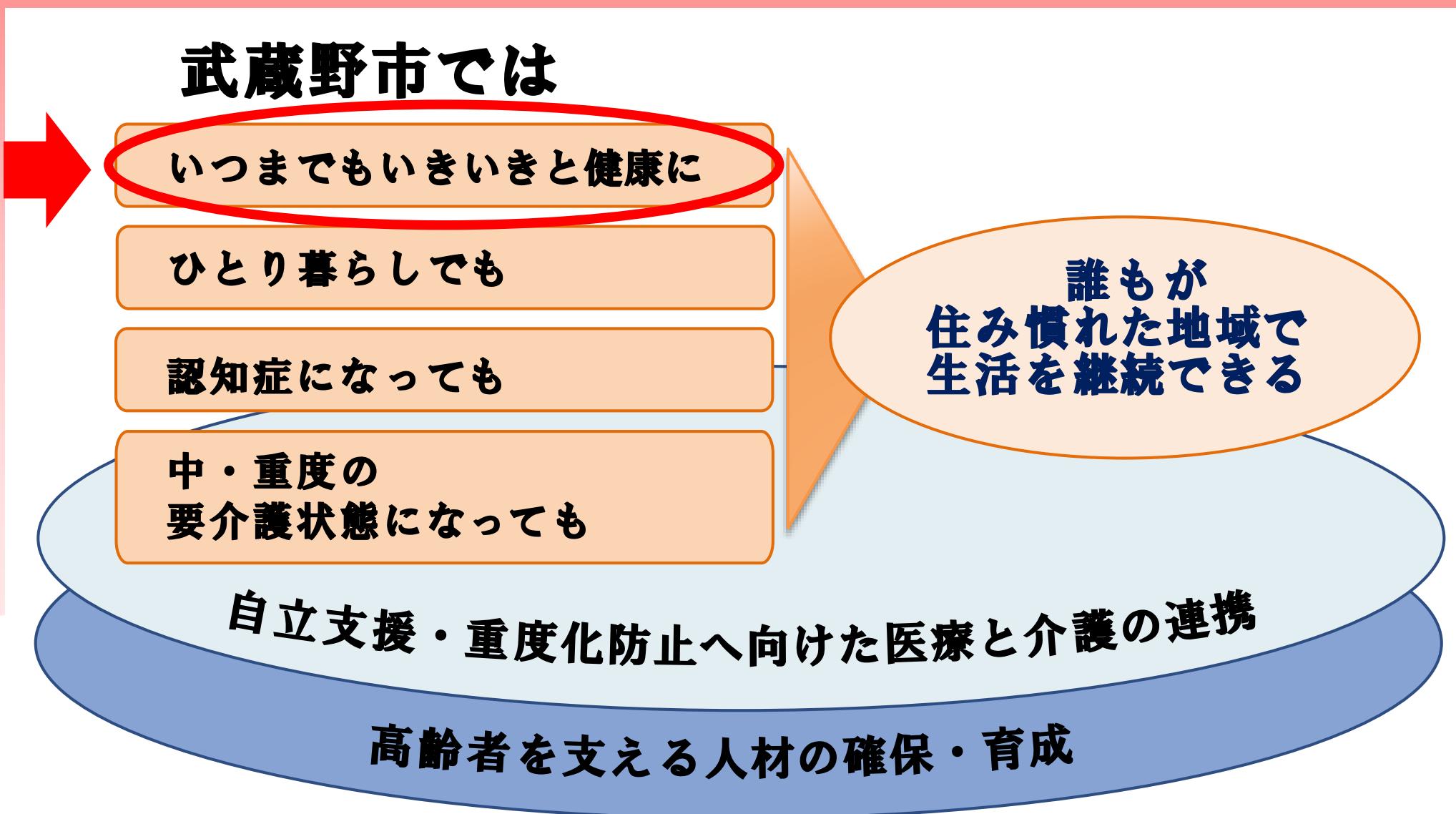
中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

自立支援・重度化予防へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

いつまでもいきいきと健康に
誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる



テンミリオンハウス事業【1999年（平成11年～）】の推進

■地域での見守りや社会とのつながりが必要な方の生活を支援する「近・小・軽」の施設。



体操プログラム

＜サービス内容＞
手芸・書道・体操・健康麻雀など
各種プログラムのほか、
喫茶・世代間交流・緊急ショートステイ
などを実施している施設もあります。
地域住民向けのイベントも
実施しています。



施設名	住所	電話
① 川路さんち	西久保1-34-2	55-6239
② 月見路	吉祥寺北町1-11-7	20-8398
③ 関三俱楽部	関前3-37-24(1階)	56-9047
④ そ～らの家	吉祥寺南町5-6-16	71-3336
⑤ きんもくせい	境4-10-4	50-2611
⑥ 花時計	境南町2-25-3	32-8323
⑦ くるみの木	中町3-25-17	38-7552
⑧ ふらっと・きたまち	吉祥寺北町5-7-9	56-8537

*関三俱楽部は令和4(2022)年3月末に閉所したため、関前・八幡町地域で優先的に整備に向けて検討を進めます。



なぜ、テンミリオンハウスを創設したか
地域で見守りやサポートが必要な高齢者を元気な高齢者・
アクティブシニアが“支える主体”に
～テンミリオンハウス事業創設の理念～

武蔵野市の高齢者福祉の独自サービスには、必ず、事業創設にあたっての「理念」「哲学」がある

- ・ 介護保険制度が事業創設のきっかけ
- ・ 介護保険導入直前、1998年要介護認定モデル調査を実施。当時、措置制度で市のデイサービス利用者のうち約30%の方が非該当に
- ・ 非該当の方々の受け皿が必要
- ・ リバースモゲージによる遺贈物件・空き家・市有施設などを活用し、使われていない地域の資源を活用
- ・ 地域の人たちの共助・互助の力で「通いの場」「支え合いの場」を創設しよう（高齢者が支える側にも）→運営は、地域の市民団体、NPO等。市は年間1,000万円を上限に補助（柔軟性の担保）
- ・ 地域での見守りや社会とのつながりが必要な方の生活を支援する「近・小・軽」の施設。
- ・ 休眠資源を有効活用し、利用者はいつまでもいきいきと、運営者には生きがい・やりがいが得られる一石三鳥の事業（ボランティアの市民や利用者がプログラム講師も担う）

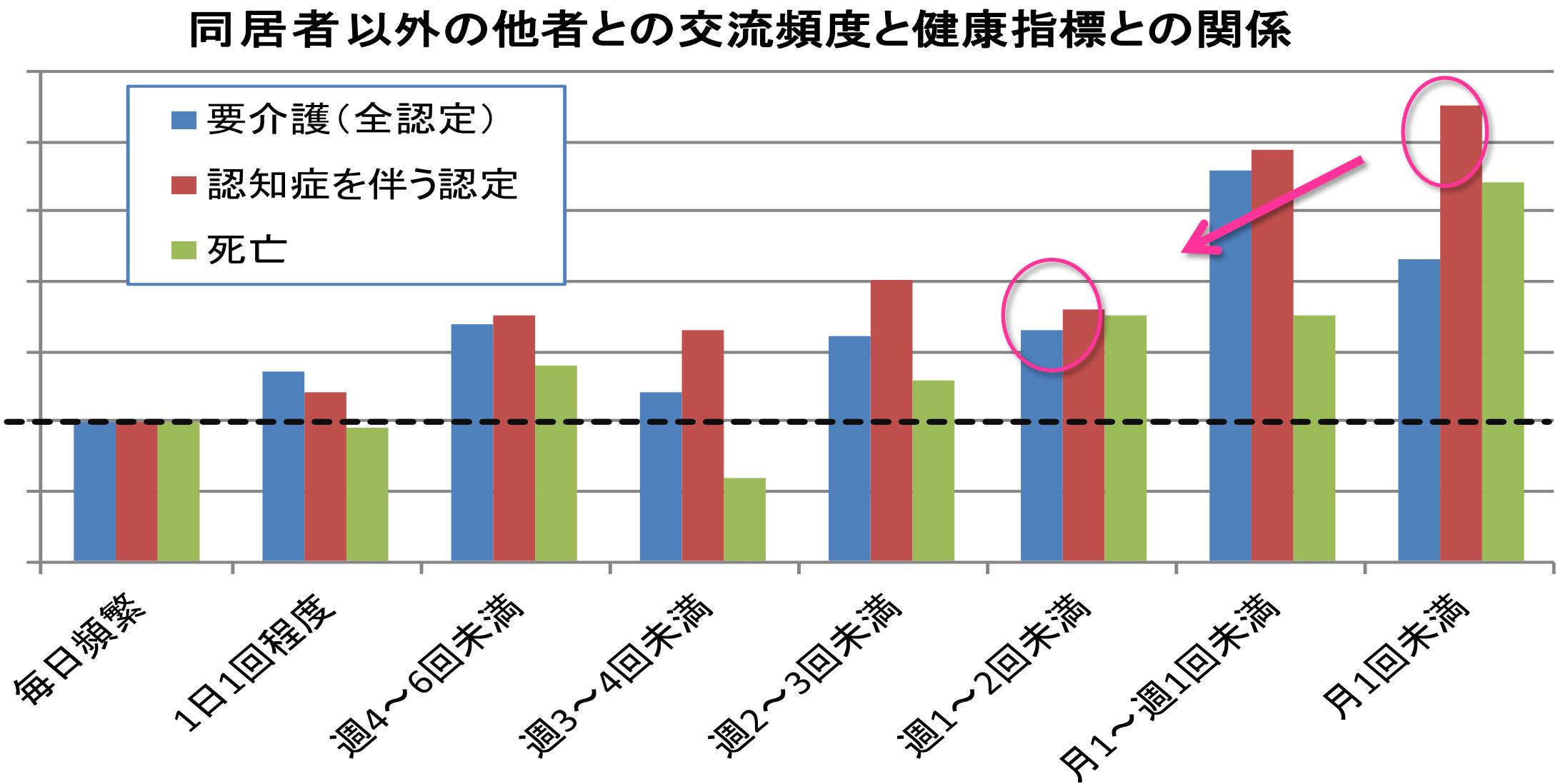
いきいきサロン事業【2016年（平成28年）7月～】

- 「足腰が弱くなって自宅から遠いテンミリオンハウスにはもう通えない」という声も…。地域の高齢者の通いの場（サロン）を週1回以上開催し、介護予防に資するプログラムを提供する住民団体やNPO等に開設、運営等に係る費用を補助。
- 2015年10月実施の「総合事業」実施の際に新事業を検討。「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防を進め、健康寿命の延伸を図ろう！。
- 活動場所は公営住宅の集会室や個人宅のリビング等（運営団体が場所を確保）。
- 利用を登録制にし、連絡なく欠席した際には安否確認を実施しています。
- テンミリオンハウスよりさらに身近な通いの場として、市内全域（各丁目）に広がることを目指しています（令和6年2月1日時点で24か所）。



週1回以上の他者との交流が大事 ～いきいきサロン事業創設の理念～

同居者以外の他者との交流が週1回以上ある高齢者は、月1回未満の人よりも要介護状態や認知症になりにくいという研究結果があります。



«齊藤雅茂・近藤克則・尾島俊之他 (2015) 日本公衆衛生雑誌62 (3) 95-105より上記図作成»

全国初のコミュニティバス「ムーバス」【1995年(平成7年)11月運行開始】



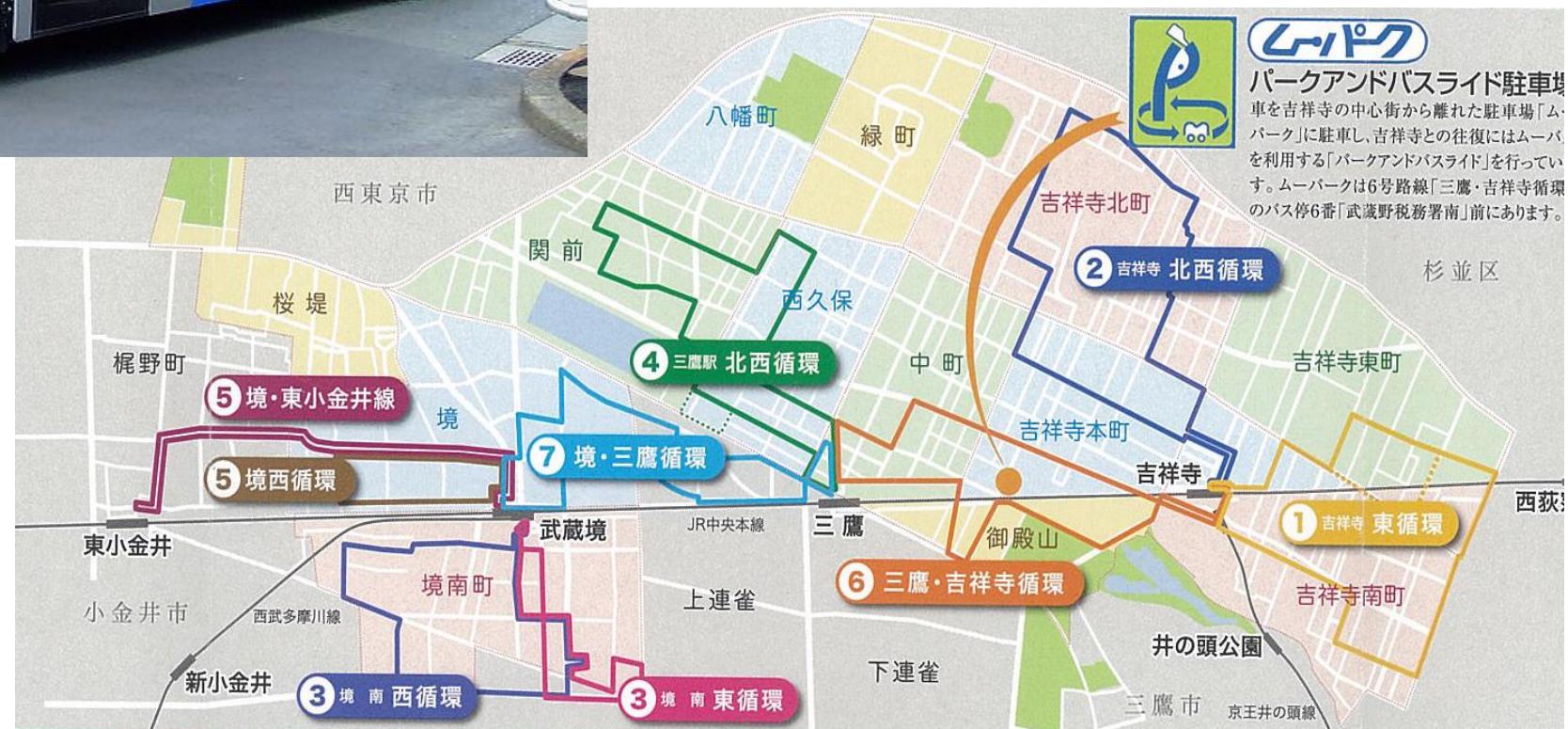
車両とバス停は
市が用意、
関東バス(株)と
小田急バス(株)が運行。

令和5年4月現在
7路線9ルート

～ 地域の足として ～

バス路線の空白地帯の不便を解消、
高齢者・障害者・乳幼児世帯が気軽に町に出られるように。

- ・高齢者や身体障害者の歩行距離を考慮してバス停間隔は200m。
- ・乗降口には乗降補助ステップ、1段目の高さは15cm。
- ・リフト付バスも導入。



■誰もが気軽に外出できるまちを目指して、外出が困難な方のためにできた移送サービス

～運転手は同じまちに住んでいる人～
運転手をつとめるのは、お米屋さんや酒屋さんなど
商店主を中心とした
地域の有償ボランティアです。
共助による地域を支えるサービスを提供



～ご利用について～

◆ ご利用できる方

高齢者や身体に障害を持つ方で
バスやタクシーなどの利用が
困難な市民の方

◆ 料金

30分ごとに800円
(2024年度から1,000円に改定予定)
利用会員登録（年会費1,000円）
が必要です。
登録手続きは武蔵野市民社会福祉
協議会でできます。

～福祉型軽自動車を使用～

使用している車両は、身体の自由の利かない
人にも使いやすいように配慮された
福祉型車両です。

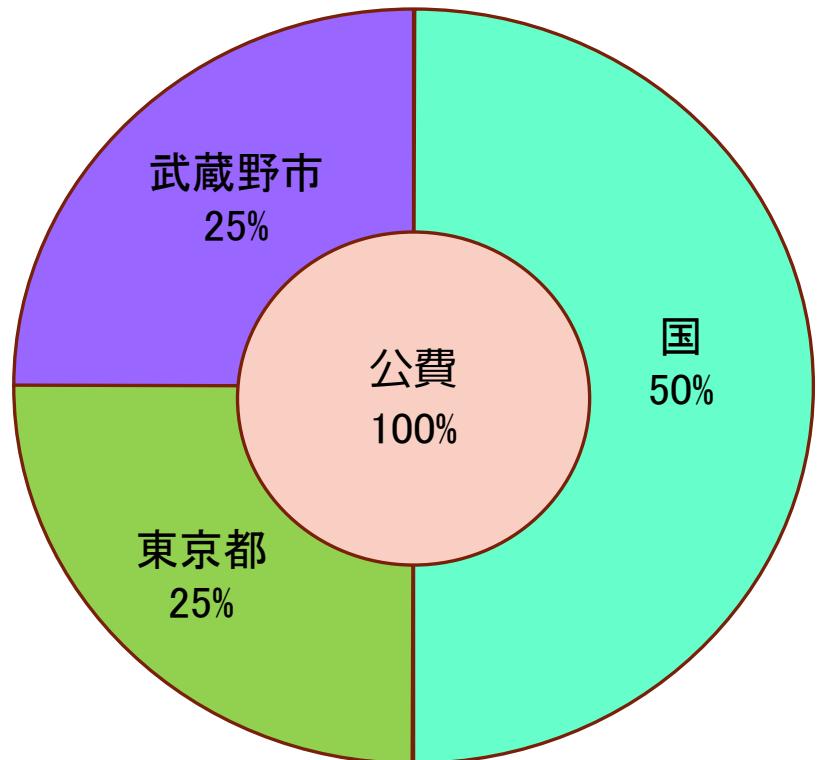
«お問い合わせ先»武蔵野市民社会福祉協議会
吉祥寺北町1-9-1（1階）TEL 23-0701



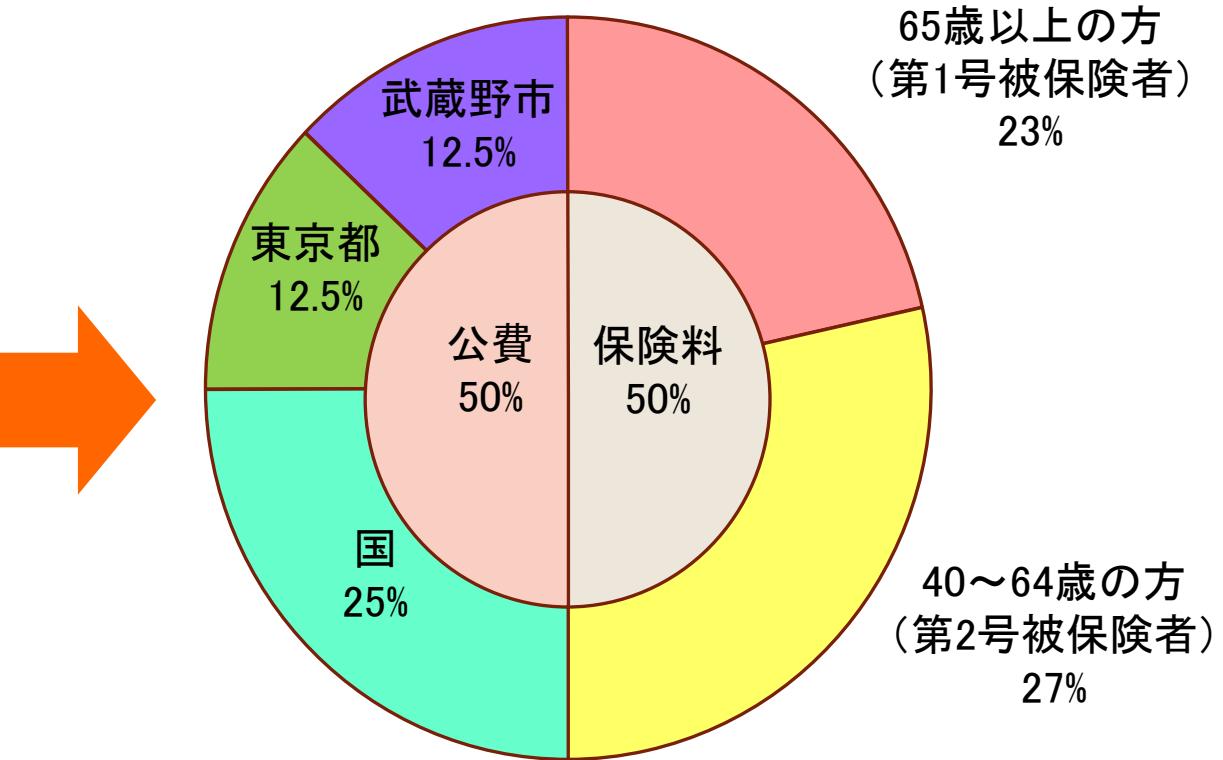
テンミリオンハウスやレモンキャブなど、どうして武蔵野市はお金のかかる事業をそんなにできたのですか?という疑問に対し…

～介護保険以外の武蔵野市単独サービス創設の財源～

介護保険以前(2000年以前の措置制度)



介護保険導入(2000年～)

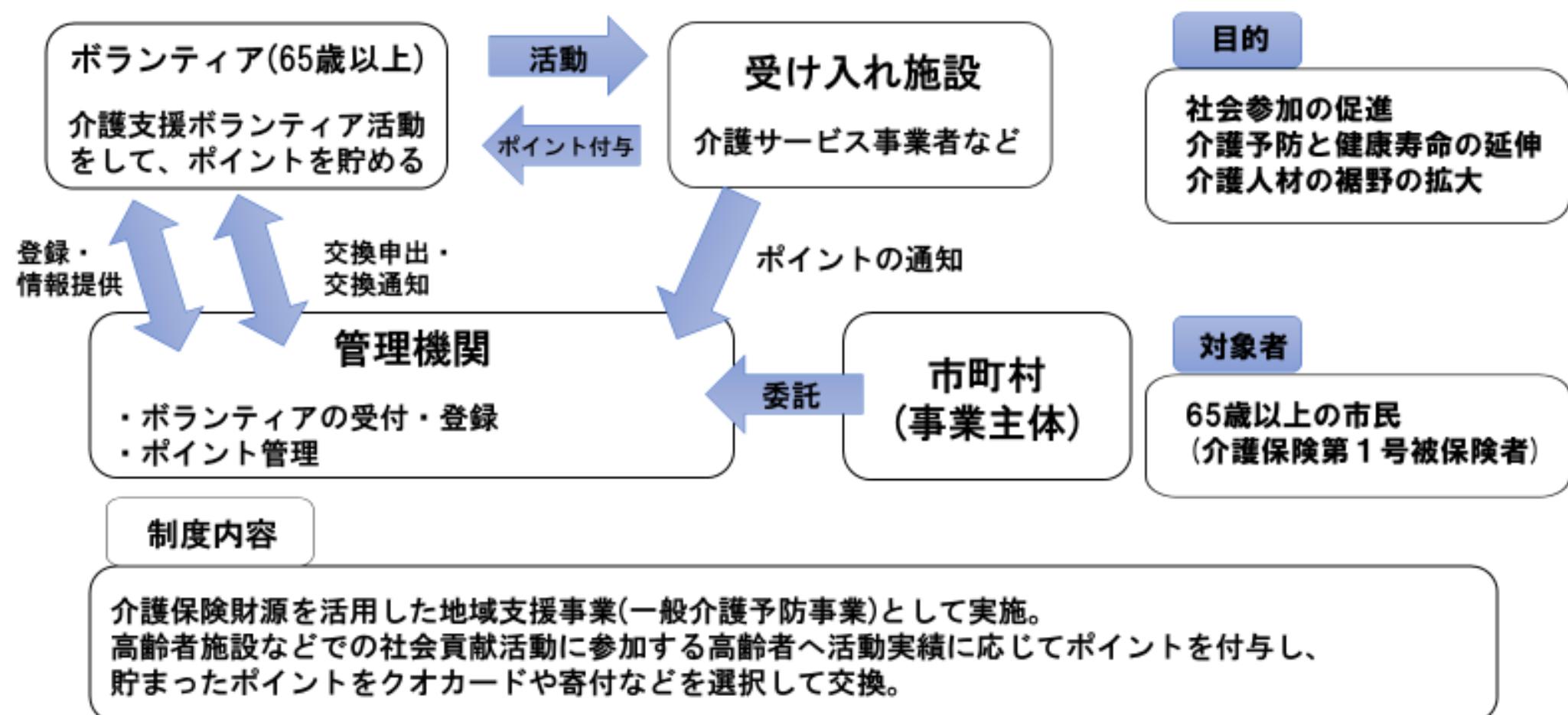


- ▶ 措置制度では、市の負担は25%
- ▶ 介護保険では、市の負担は12.5%
- ▶ 介護保険導入前と後で、市の財源に、12.5%分+市の独自の上乗せ分
二計約2億円の余剰が発生
- ▶ 介護保険利用から外れた方向けの市独自の福祉施策の財源に充当

シニア支え合いポイント制度の拡充

- 指定の協力施設や団体でのボランティア活動に参加した場合にポイントが付与され、それを寄付やギフト券等に交換できる「シニア支え合いポイント」制度を実施。（介護保険の地域支援事業において実施。）
- 引き続き対象施設、活動範囲等を拡大し、制度を発展させていきます。
- この制度により、高齢者の社会参加を進め、地域の共助を広げるとともに、介護福祉人材の裾野の拡大も図ります。

シニア支え合いポイント制度



複雑化・多様化した支援ニーズに対応する重層的な相談支援体制の強化

- 福祉に関する「どこに相談すればよいのかわからない」、「どうすれば解決するのかわからない」困りごとや生活の不安を抱える市民を支える「福祉総合相談窓口」を2021年（令和3年）4月に市役所2階に設置。相談を受けとめ、状況に応じて必要な窓口へ付き添うなどの支援を行う福祉相談コーディネーターを配置。
- 複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、庁内連携組織である健康福祉実務担当者調整委員会を活用し、情報共有を図るとともに適時適切な支援につなげられるよう分野横断的な連携を強化します。
- ひきこもりに対しての当事者や地域の理解を深めるための講座開催等を検討します。
- 孤立防止の観点における「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」等とも引き続き連携を図ります。

福祉総合相談窓口 《福祉相談コーディネーター》

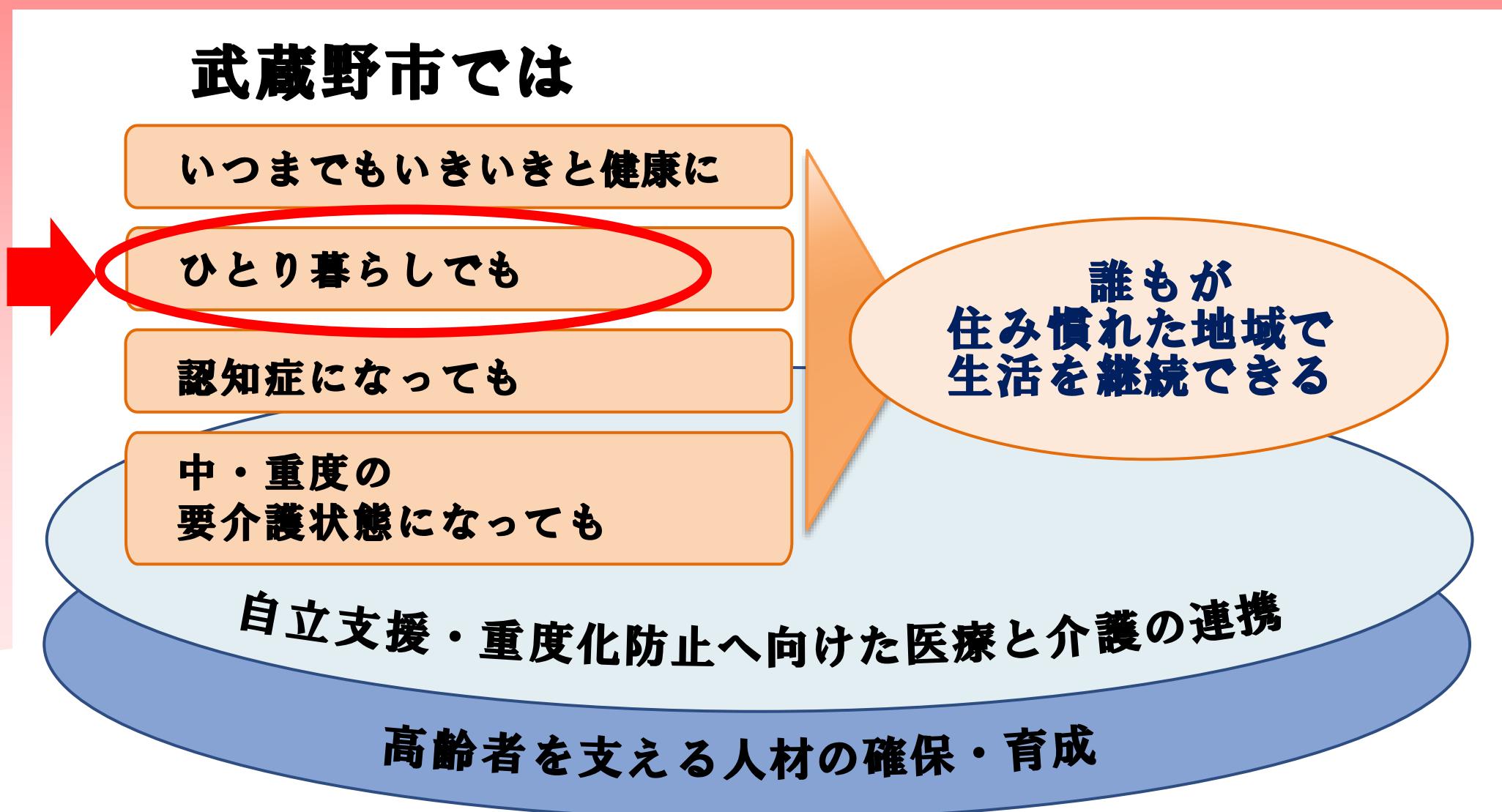


○いろいろと困りごとがあるが、どこに相談に行ったらいいかわからない

○近所にいわゆる「8050問題」のような状況の親子がいて心配

○親の介護と子育てが重なって身体的にも精神的にもつらい

ひとり暮らしでも 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる



武蔵野市では4人に1人以上がひとり暮らし高齢者
→ひとり暮らし高齢者等を支える施策体系

見守り・安否確認等

- 高齢者安心コール
- 見守り・孤立防止
ネットワーク
- 独居高齢者実態調査

- 食事サービス
- 寝具乾燥
- ふれあい訪問収集

相談支援

- 高齢者なんでも電話相談
- 認知症相談
- エンディング(終活)支援

通いの場等

- ・テンミリオンハウス
- ・いきいきサロン
- ・不老体操
- ・地域健康クラブ
- ・会食型食事
サービス 等

緊急対 応

もしもの時に備えるサービス

- レスキューヘルパー
- 家具転倒防止金具等取付
- 緊急ショートステイ
- 緊急医療情報キット
- 救急通報システム
- 権利擁護事業
- つながりサポート(福祉公社)

防災用品等の給付

●レモンキャブ

介護保険サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護 等

暮らしを支えるサービス



高齢者安心コール事業

- 主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否確認を目的として、専門職が週1回、決まった曜日・時間帯に電話による訪問を行う、「高齢者安心コール事業」を実施しています。
- 利用者の多様なニーズに合わせた安否確認方法を検討します。

家族と離れて暮らしていく
不安な方
定期の通院・服薬等が心
配な方など

利用料:500円／月

毎週 決まった曜日・時間帯 にお電話します

以下の条件を満たす方が
お使いいただけます

- ・武蔵野市内在住
- ・ひとり暮らし
- ・65歳以上

(生活保護世帯の方は除く)



専門職がお電話します

- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・看護師

など

高齢者等緊急訪問介護（レスキューヘルパー）事業【武藏野市独自】

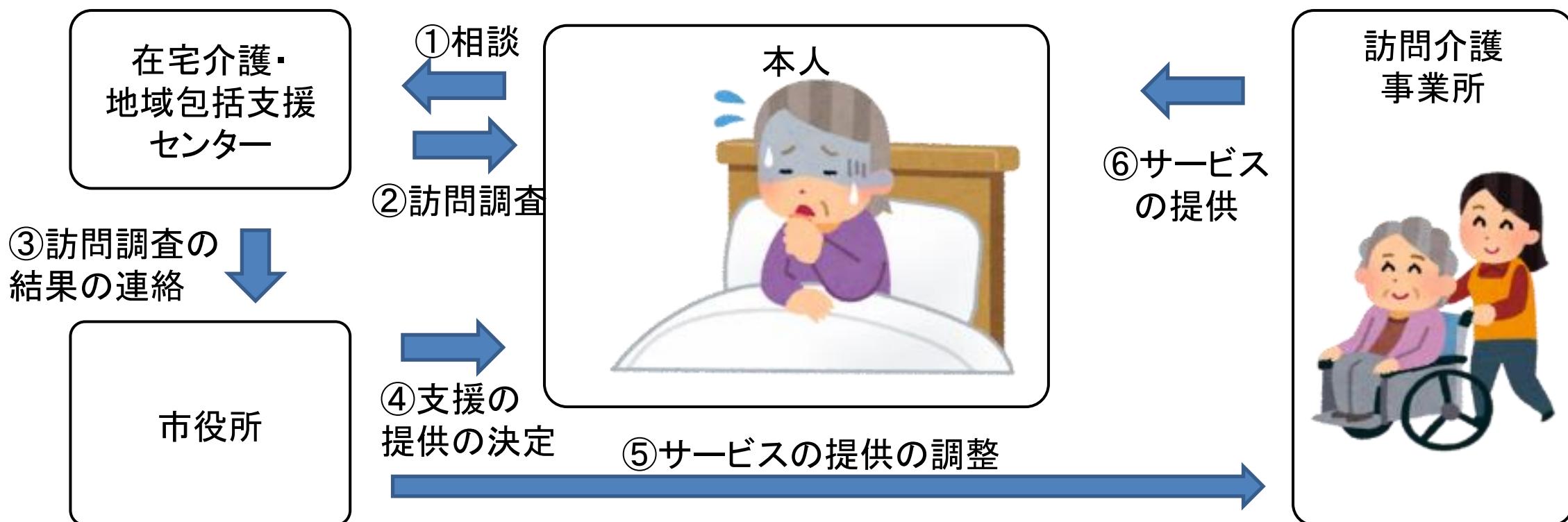
- 急病やけがの際に、ヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助を行う、高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）を実施。
- 2020年度（令和2年度）から、新型コロナウィルス感染症の自宅療養者にも対象を拡大。
- 65歳未満の同居家族がいても障害がある等で本人への支援が難しい場合もあることから、必要な人が支援を受けられるよう対象要件を拡大。

○次の①～③すべてを満たす方がご利用いただけます。

①おおむね65歳以上 ②ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ③本人の急病などで一時的に支援が必要 ※介護保険サービスを利用している（できる）方は除く

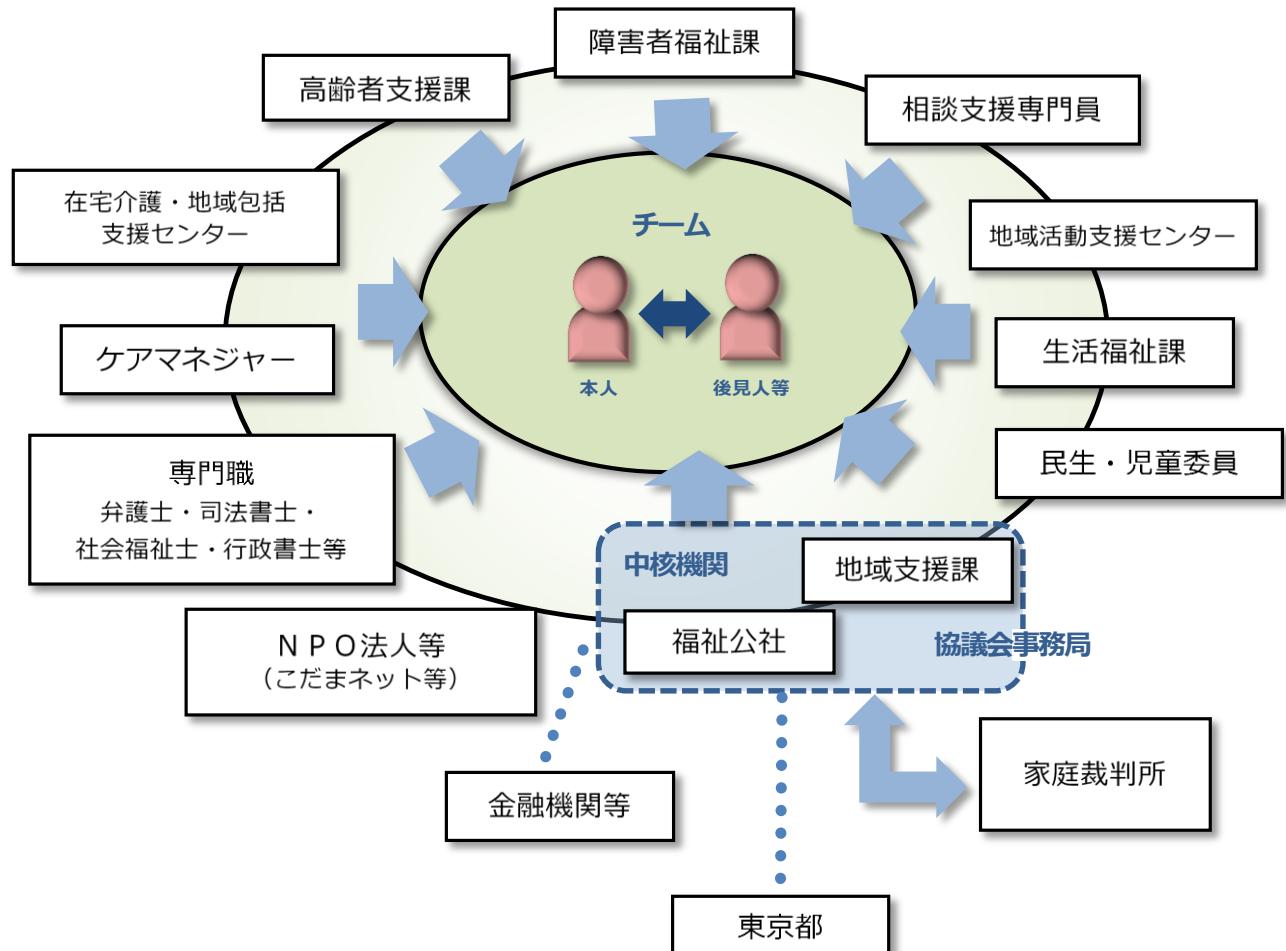
○サービスの提供は、1週あたり4時間まで、2週間以内

○利用料は30分250円



成年後見制度の地域連携ネットワークの推進

令和2年度(2020年度)にスタートした「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」等に基づき、制度の関係者等が連携・協力し、成年被後見人等への支援などを行うため、福祉公社の「権利擁護センター関係機関等連絡協議会」を拡大し、武蔵野市が「武蔵野市成年後見制度地域ネットワーク連絡協議会」を設置し、地域の成年後見に関する様々な課題を共有しています。



武蔵野市成年後見利用支援センターの機能強化

「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和2年4月1日より、成年後見制度利用促進に係る、主には地域連携ネットワークの中核機関として、「武蔵野市成年後見利用支援センター」を新たに設置し、市と公益財団法人武蔵野市福祉公社が連携して運営。

「武蔵野市成年後見利用支援センター」は、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施してます。

認知症になっても 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

武藏野市では

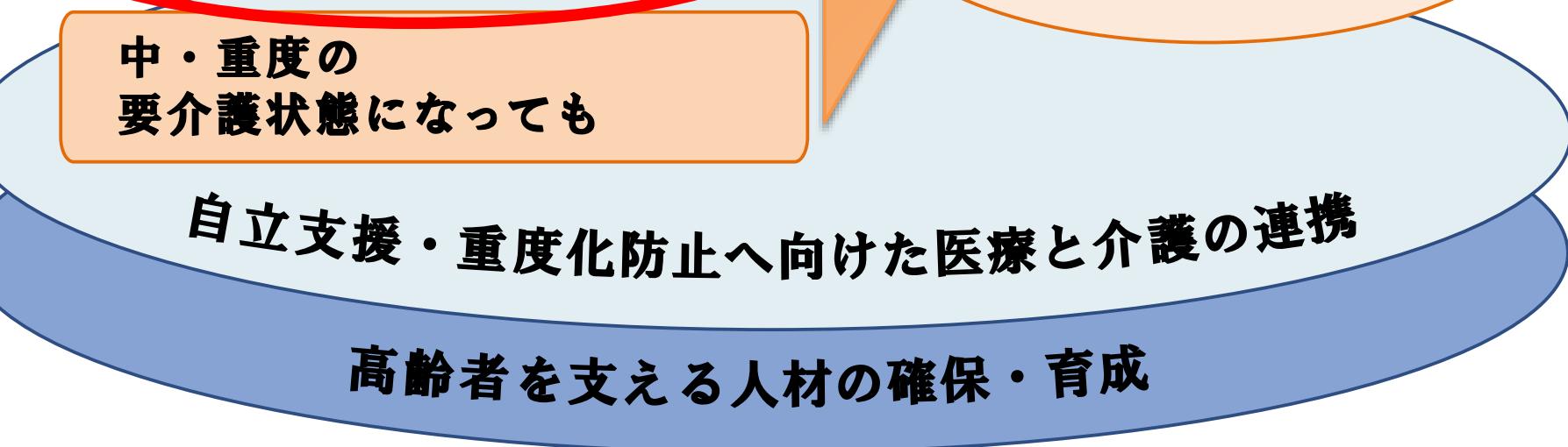
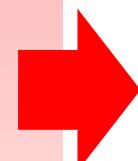
いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしても

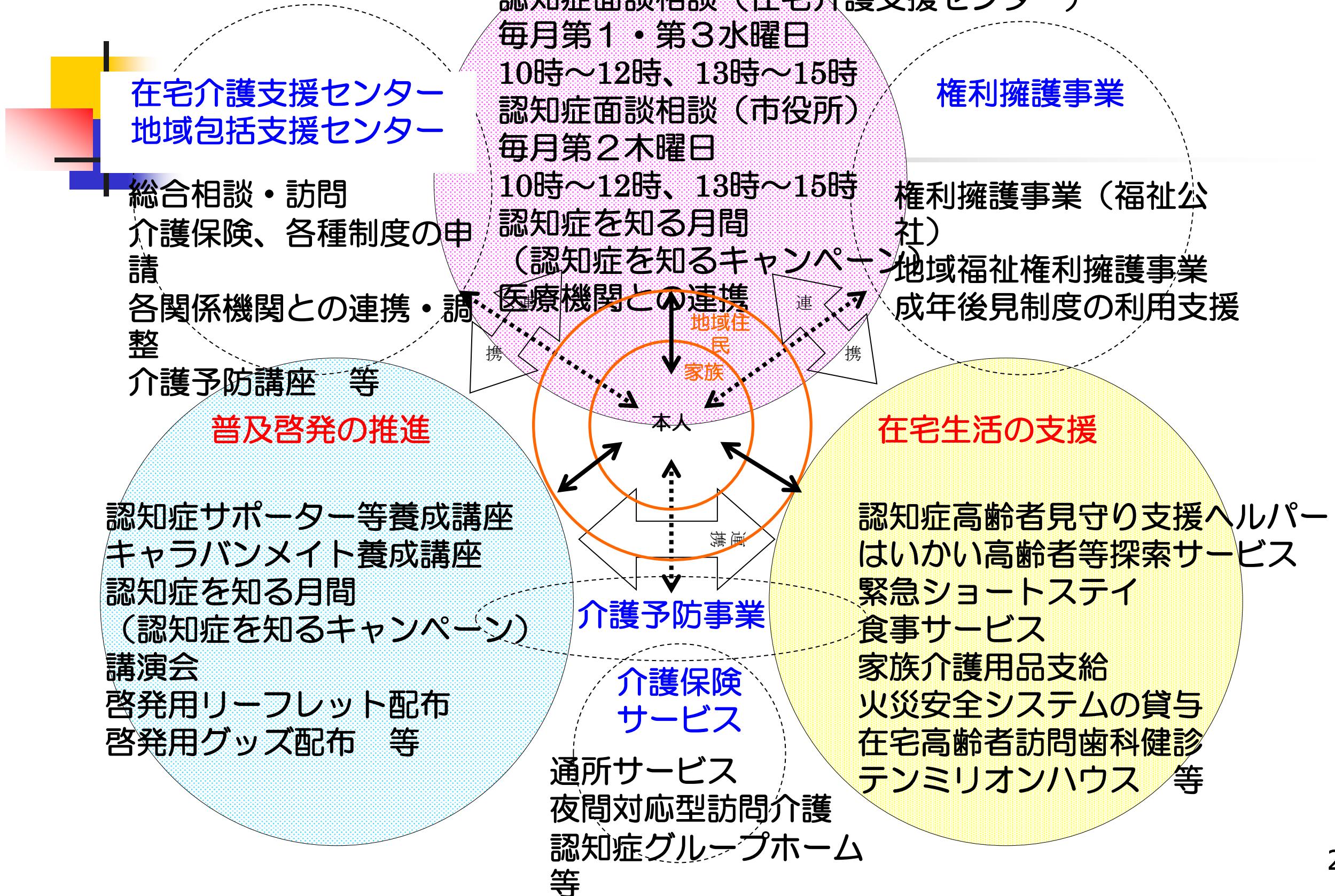
認知症になっても

中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

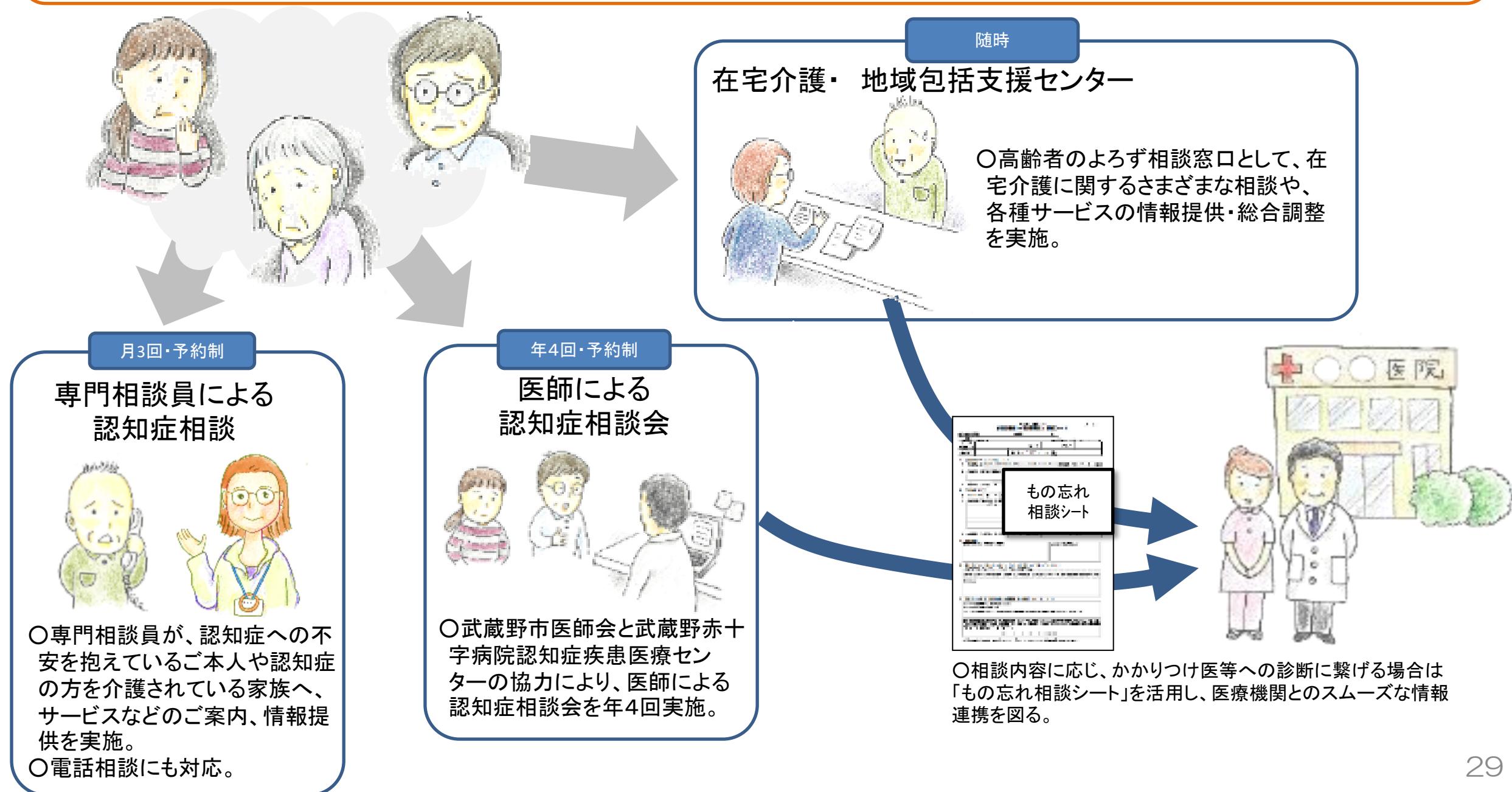


認知症高齢者ケア体系図



認知症相談事業の強化

- 認知症への不安を抱える高齢者や認知症状への対応に戸惑う家族を支えるため、認知症専門相談員や医師による面談相談を実施し、精神的な支援と早期対応を図っています。
- 認知症に不安を持つ方が相談から早期に医療機関を受診できるよう、「もの忘れ相談シート」等を積極的に活用し、医療との連携を推進。
- 相談者の生活様式に柔軟に対応するため、面談相談に加え、認知症専門相談員による電話相談も実施。



認知症の方の生活を支えるサービス【武藏野市独自】

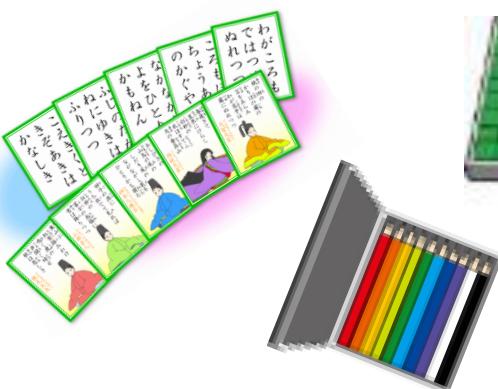
認知症高齢者の在宅生活の継続にあたり、多様なニーズに柔軟に対応。「認知症高齢者見守り支援事業」の利用状況の分析を行い、本人・家族介護者のニーズの把握に努めます。本人の生活の質の維持・向上及び家族介護者の負担軽減のため、事業の充実を図ります。

武藏野市独自の認知症高齢者見守り支援(認知症見守りヘルパー)事業

- 日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者に対して、見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行います（原則として介護保険給付対象のサービスは行いません）。
- 次の①～③すべてを満たす方がご利用いただけます。
 - ①おおむね65歳以上の市民
 - ②認知症の症状を有している
 - ③利用にあたって原則身体介護を必要としない
- サービスの提供は、週4回、1週あたり最長4時間まで
- 利用料は1時間500円（生活保護世帯の方は利用料免除）

○事業創設の背景→ゲーム、喫茶店での飲食、ゴルフの打ちっぱなし等をしたい、でもそれらは介護保険給付対象外。

○市が指定する合計16時間の「武藏野市認知症ケアヘルパー認定研修」を受講した、専門的知識などを持つホームヘルパーを派遣。



一緒にゲームや
ぬり絵をする



散歩に行っていつもの喫茶店
でコーヒーをいただく



中・重度の要介護状態になつても
誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

武藏野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の
要介護状態になつても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

中・重度の要介護状態になっても

■2017年(平成29年)5月に、「ユニット型特別養護老人ホーム、ショートステイサービス、デイサービスに保育所などを併設した多機能の高齢者施設」を開設！



武藏野市内7番目の
特別養護老人ホーム



●特別養護老人ホーム
個室ユニット型 75床

●ショートステイ
個室ユニット型 5床

●デイサービス
定員24人／日

●地域交流スペース(防災拠点型)

地域のサークルや打ち合わせにもご利用いただける会議室。ミニコンサートなども可。災害時には福祉避難所に早変わり。

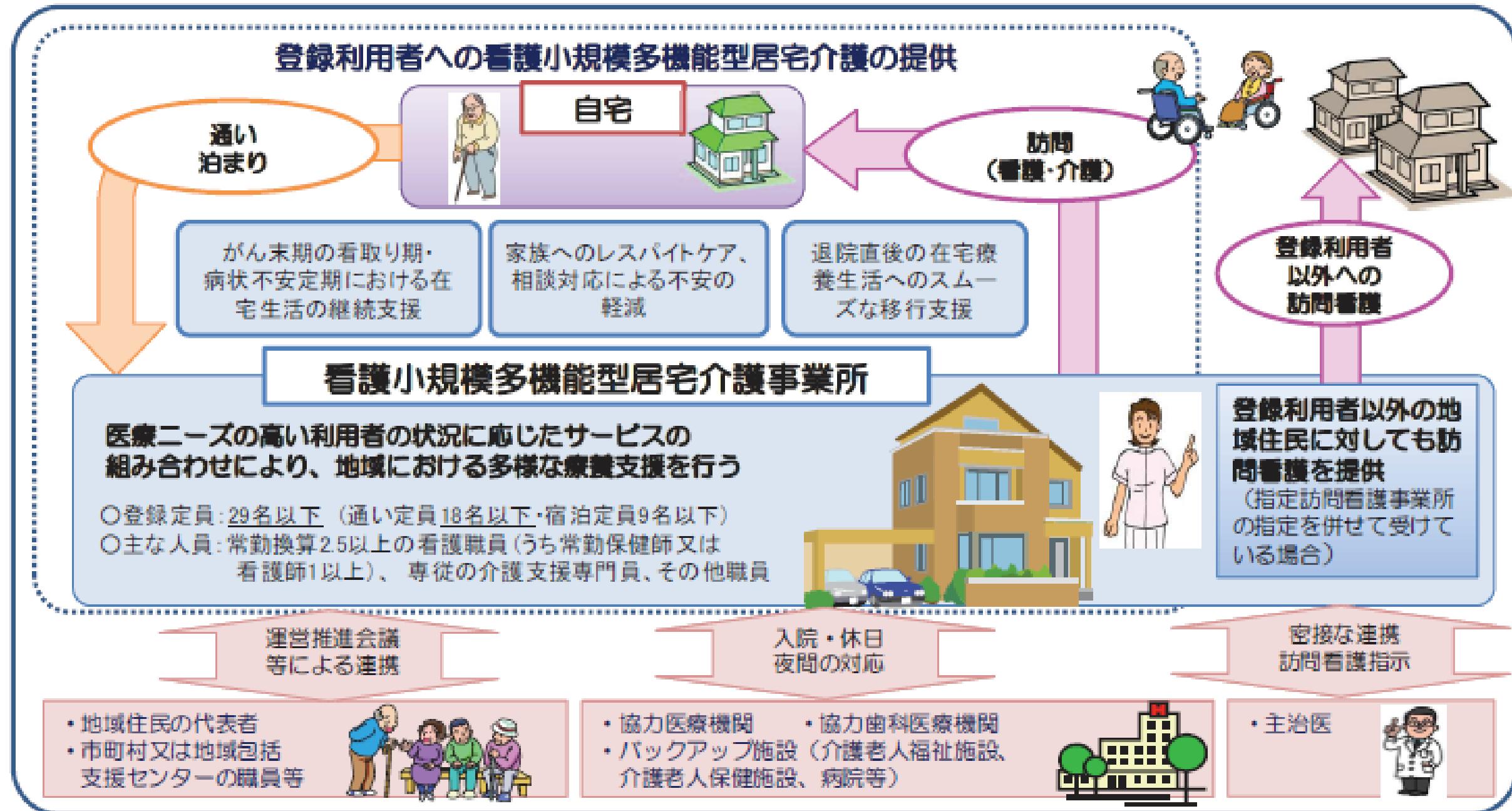
●地域型保育所

定員10名 0才～3才。明るく日当たりのよいテラスと保育室にて、健やかに生活ができます。

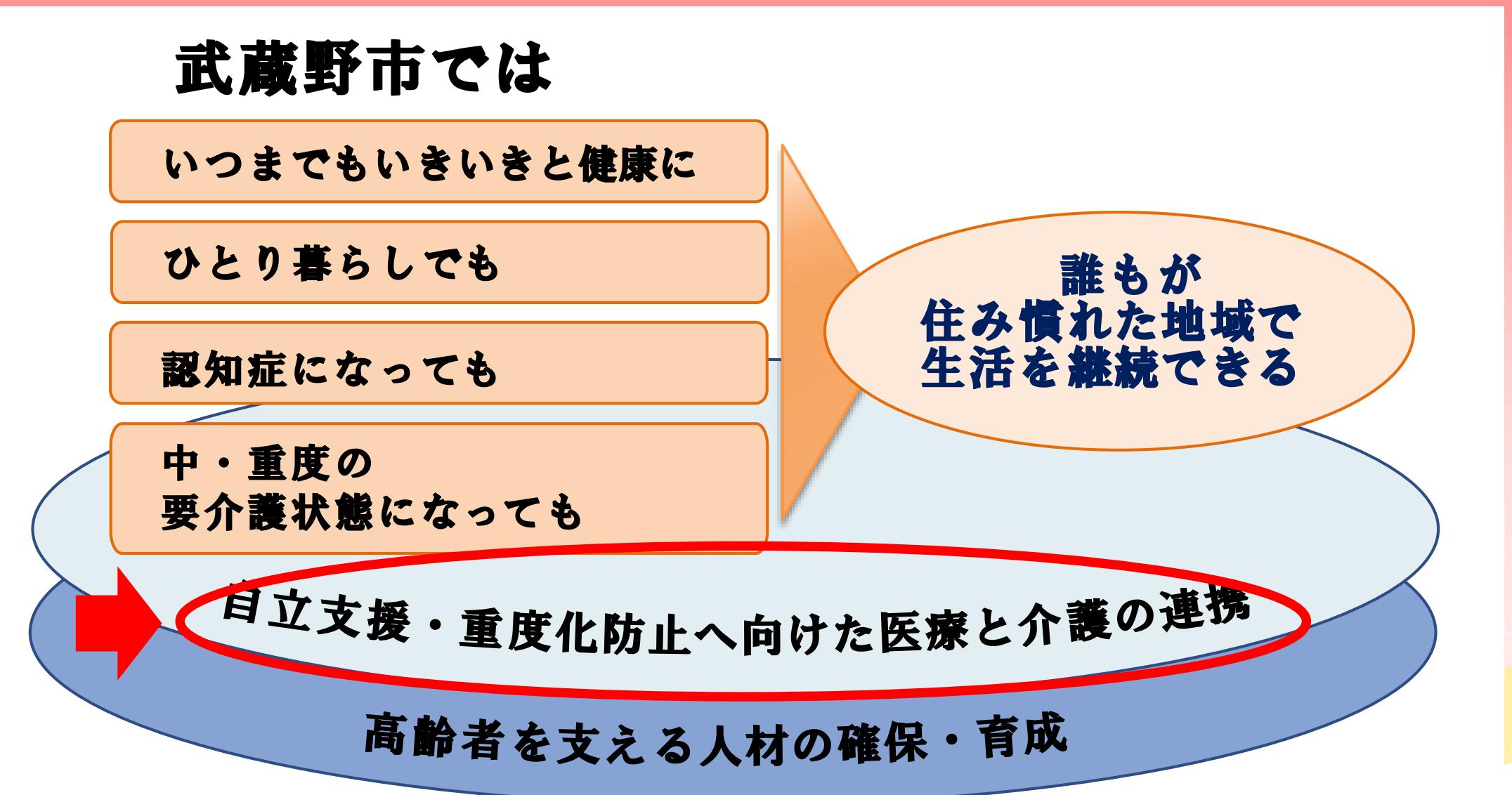
看護小規模多機能型居宅介護の整備の推進

今後さらに高まる医療ニーズに対応していくため、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として、医療機能を併設した小規模多機能型居宅介護の整備を推進しています。

看護小規模多機能型居宅介護のイメージ



自立支援・重度化防止へ向けた 医療と介護の連携



武蔵野市における医療と介護の連携

■「顔の見える関係」から「腹の中が見える関係」へ！

■医療情報の共有だけでは”連携”ではない！課題解決に向けた「共通目標」を！

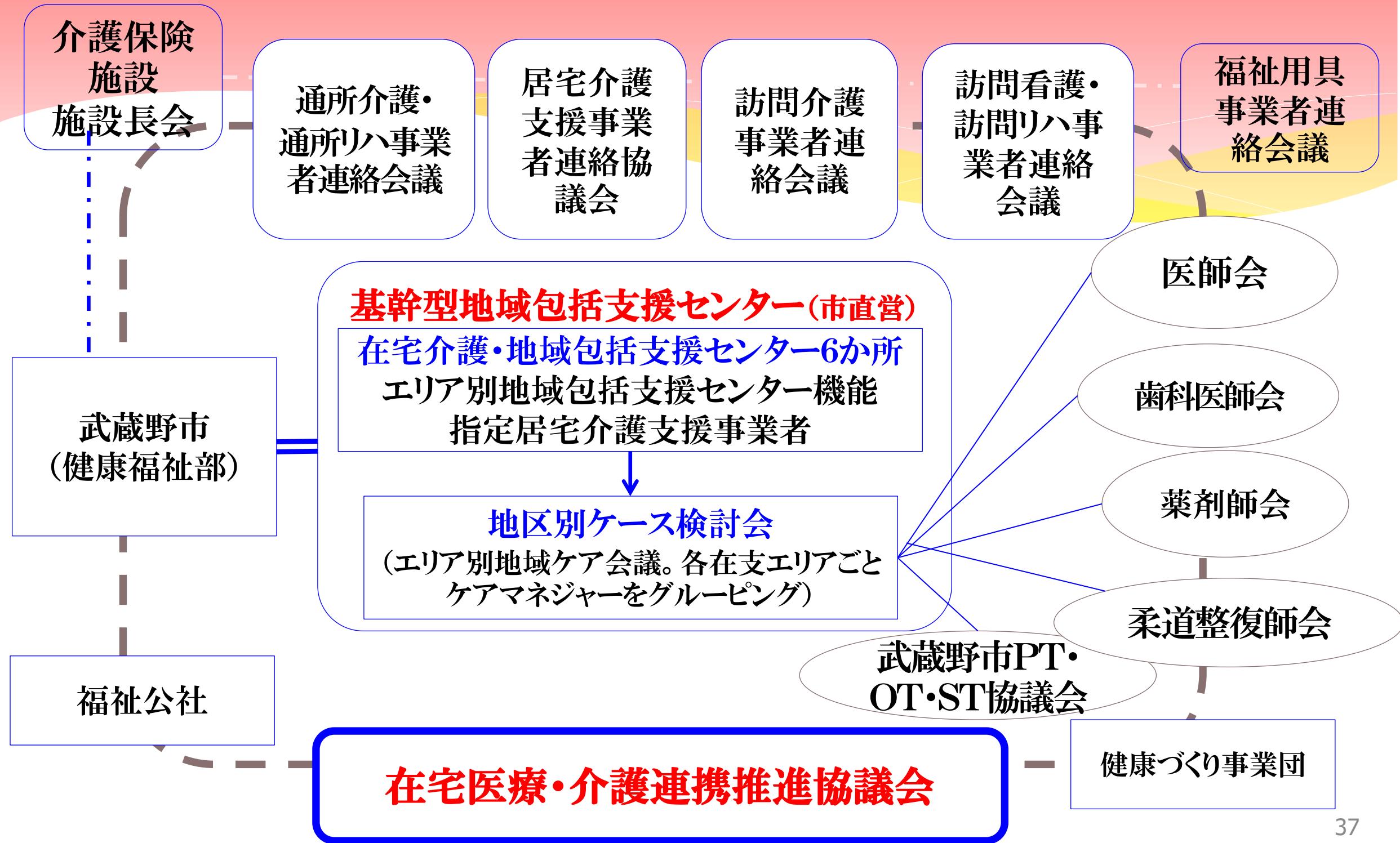
- 2000年:武蔵野市独自の連携様式(介護情報提供書等)
- 2001年:地区別ケース検討会(エリア別地域ケア会議)における医師会の先生を講師とする研修会と事例検討
- 2008年:「脳卒中ネットワーク」の「脳卒中地域連携パス」(地域連携診療計画書)による急性期・回復期から在宅介護に至るまでの医療と介護の連携
- 2011年:「認知症連携シート」による在宅相談機関・もの忘れ相談医・専門病院・かかりつけ医の連携
- 2015年:ICT(タブレット端末)による主治医・医療職・介護職の連携
- 2015年:武蔵野市在宅医療介護連携支援室を開設
- 2015年:訪問看護と介護の連携強化事業開始 など

北多摩南部脳卒中ネットワーク研究会で脳卒中地域連携パスを作成



在宅・医師会・行政 分科会(2006年)

武蔵野市介護保険事業者支援・連携図



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、2015年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、2011・2012年度（平成23・24年度）まで医政局施策の在宅医療連携拠点事業、2013年度以降（平成25年度～）在宅医療推進事業により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は2015年(平成27年)4月から取組を開始し、2018年(平成30年)4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）在宅医療・介護サービス等の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 <在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等>

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。



（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
例）二次医療圏内の病院から退院する事例等について、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議 等

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

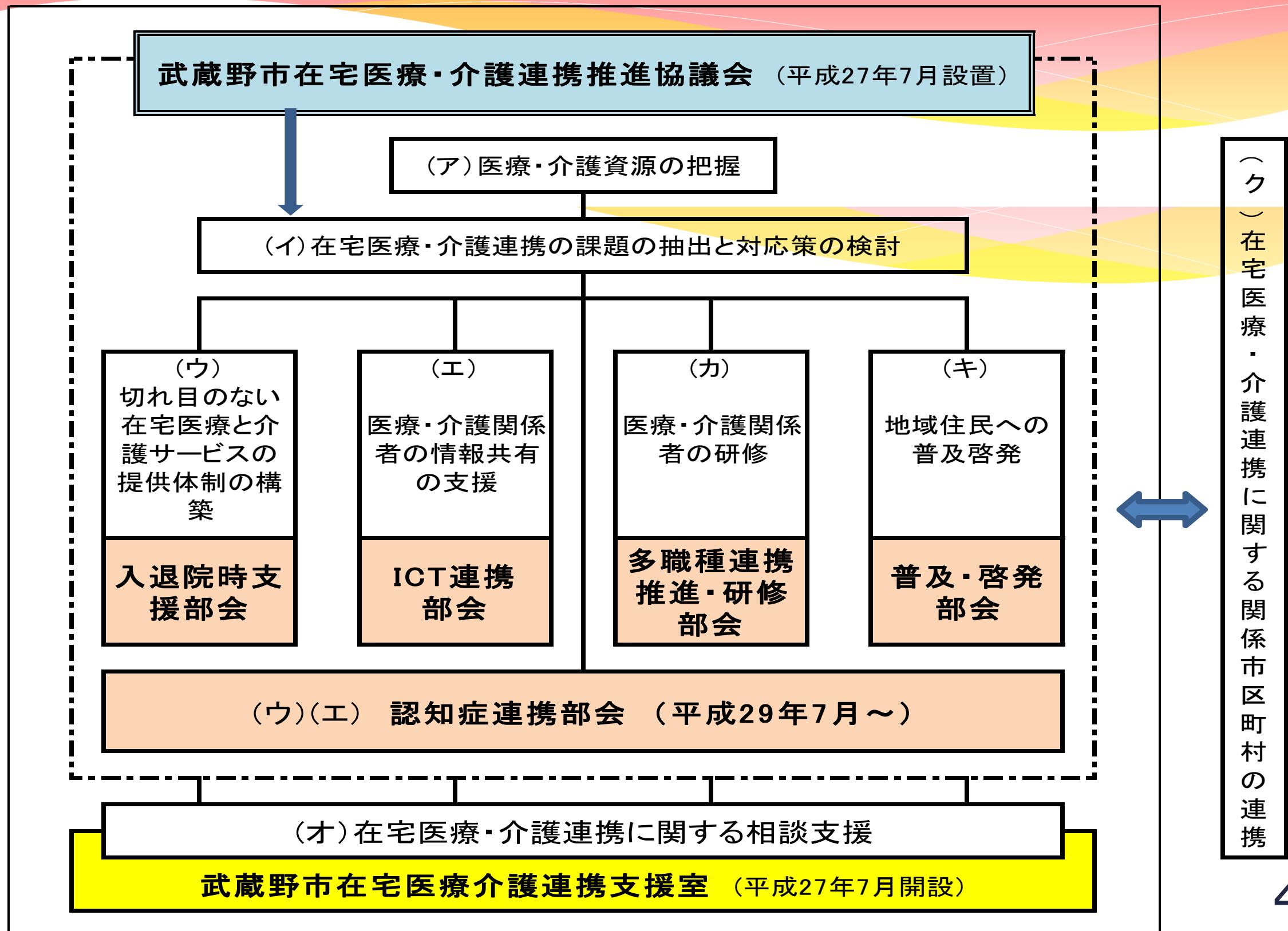
（カ）在宅医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

武藏野市における在宅医療・介護連携推進事業の取組み方針

	在宅医療・介護連携推進事業の事業項目	武藏野市の取組み方針
ア	地域医療・介護サービス資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護サービスマップの作成 ・武藏野市医師会作成の医療機関総合案内の活用 ・武藏野赤十字病院作成のリハビリ資源マップの活用 ・武藏野市介護サービス事業者リストの活用
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携のための全市的組織「在宅支援連絡会」を「在宅医療・介護連携推進協議会」へ改組
ウ	切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用によるチーム在宅医療体制・チームケアの推進 ・訪問看護ステーションとケアマネジャーとの連携強化のための訪問看護ステーションへの補助金の新設
エ	在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中地域連携パス、もの忘れ相談シート等の活用 ・退院時支援の課題抽出、退院時カンファレンスの実施率向上
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・武藏野市医師会と市の協議により、平成27年4月に武藏野市医師会に「在宅医療・介護連携支援室」を設置
力	在宅医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別ケース検討会、テーマ別研修会、地域ケア会議の活用 ・多職種合同研修会、全体研修会の活用
キ	地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業団による情報提供・普及啓発 ・講演会・シンポジウム等の実施
ク	二次医療圏・関係市区町村の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩府中保健所等との連携による圏域のネットワーク強化

在宅医療・介護連携推進協議会に5つの専門部会を設置



在宅医療介護連携支援室【武藏野市医師会館内に設置】

医療・介護・福祉関係機関の皆様へ 武藏野市在宅医療介護連携支援室

平成 27 年 7 月 1 日より、医療機関や介護関係者の各種サービスに関する相談窓口として、「武藏野市在宅医療介護連携支援室」を武藏野市医師会館内に開設しました。

この事業は、平成 27 年度から介護保険法の地域支援事業にて制度化された「在宅医療・介護連携推進事業」の一つである「在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」として実施します。

武藏野市は、武藏野市医師会の協力のもと、医療と介護の関係機関や多職種連携を推進し、市民の在宅療養生活を支援します。

【介護関係事業者】
ケアマネジャー、訪問介護、訪問看護、訪問リハ、通所施設、介護老人保健施設 等

【医療関係】
病院・診療所
歯科診療所・薬局 等



**地域包括支援センター
在宅介護支援センター**

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
地域ケア会議の開催、ケアマネジャー支援
支援困難事例等への助言
- 介護予防ケアマネジメント業務 など

在宅医療介護連携支援室

- 医療機関に関する相談・紹介・調整
- 往診・訪問診療に関する情報提供
- 在宅で療養する市民の入院調整
- 医療機関への介護サービスに関する情報提供 など

- 医療、介護関係者からの相談に対応します。
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センターと連携して対応します。
- ICT (MCS) の利用に関するサポートをします。



例えば…こんな相談をお受けします。

- 在宅医療を希望する方の相談を受けたけれど、訪問してくれる医療機関を調べたい。
- 退院してくる方の在宅療養について相談したい。
- MCSの操作方法を教えてほしい。
- 訪問してくれる歯科医師や薬剤師を教えてほしい。 等

相談内容に応じ医療機関
や事業所等へ訪問します。
事前にご相談ください。

相談日
相談時間
電話番号
FAX
E-mail
相談担当

月・火・木・金
9時～17時
0422-39-8780
0422-39-8781
musashi-renkei@iaa.itkeeper.ne.jp
社会福祉士／介護支援専門員 石井
ICT サポート担当 上村

武藏野市におけるICT連携ネットワーク (メディカルケアステーション)登録状況

- 武藏野市はMCS(メディカル・ケア・ステーション)というアプリケーションを活用した連携を推進。2024(年令和6年)2月末現在、685名の多職種の方に登録いただいています(職種ごとの内訳は右表のとおり)。
- また、近隣の自治体でもMCS導入が始まるなど広域的な広がりを見せています。
- 利用された方からは「連携が取りやすくなった」「他職種の考え方を学ぶことができた」といった声が寄せられています。

職種	登録メンバー数
医師	88
歯科医師	46
薬剤師	89
ケアマネジャー	123
訪問看護・訪問リハビリ	116
訪問介護	129
地域包括支援センター・ 在宅介護支援センター	39
行政	10
その他	45
合計	685

在宅医療介護連携の促進・ケアの質向上へ向けた連携

訪問看護と介護の連携強化事業

【2015年度(平成27年度)創設事業】

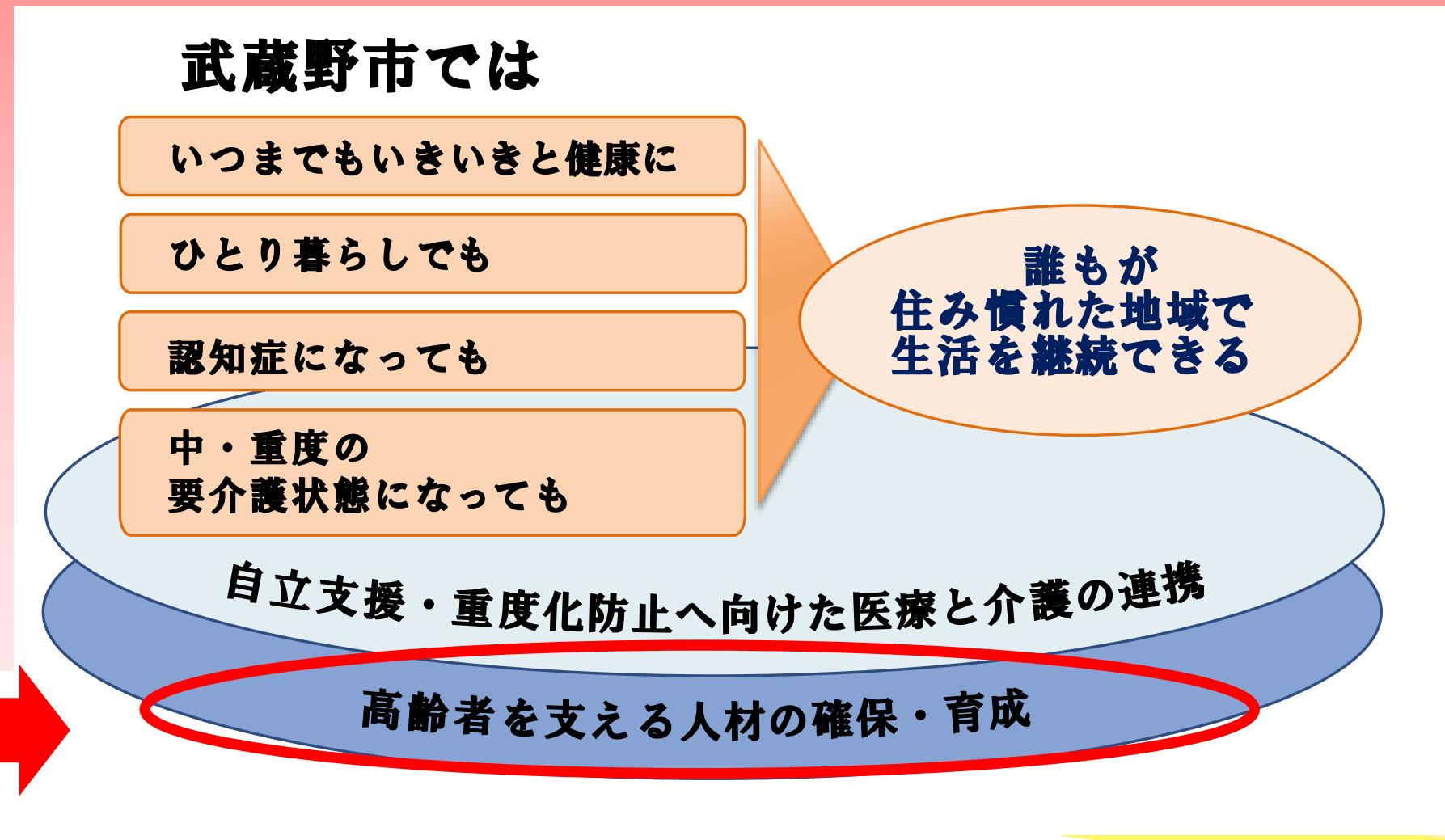


- 課題... 市内に居住している医師が少なく、ビル等を賃貸して医療機関を開設している市外在住の医師が多いため、早朝夜間に緊急に訪問できる医師が少ない。
- 今後さらに増加が予想される、医療ニーズのある重度の要介護・単身高齢者等でも、在宅生活を継続できるようにするためには、訪問看護事業所が利用者の状況を的確に居宅介護支援事業所に情報提供する連携の仕組みが必要。
- 指定訪問看護事業所が、市独自の統一様式で利用者の居宅介護サービス計画作成に必要な医療情報をケアマネジャーに提供した場合に、利用者一人につき、次のように連携費を支給している。

***1.24時間体制 月1回2,000円** (指定定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号。以下「居宅サービス算定基準」という。) 別表3に規定する夜間若しくは早朝又は深夜に指定訪問看護を行った場合の加算・緊急時訪問看護加算対象等)

2.上記以外 月1回1,000円

高齢者を支える 人材の確保・育成



「ケアリンピック武藏野」【2015年から毎年開催】

介護と看護に従事する方々が**誇りとやりがい**を持って働きつづけられるよう、毎年従事者表彰や先進的な取組み事例発表、介護サービス紹介等を行っています。

2020年は新型コロナ感染症予防のため中止



永年従事者表彰

表彰 **介護・看護 永年従事者表彰**
武藏野市民を対象に15年以上働く、介護・看護職の皆さんを表彰します。

発表 **先進的な取り組み事例発表・ポスターセッション**
武藏野市での、実際の取り組み事例を紹介します。

＜第1会場＞医療と介護の連携 14:00～16:45
自立支援・重度化予防、地域との連携 11:30～12:30、13:30～15:45
ポスター展示 10:00～15:45

＜第2会場＞認知症ケア 14:00～15:30

紹介 **高齢者サービスの紹介**
武藏野市内の介護サービス事業者や共助の活動をしている団体がジャンル別のブースでサービス内容を詳しく説明します。

演劇 まちぐるみ演劇公演
「久子さんの物語」開催

＜第1会場＞11:00～16:45

＜第2会場＞

講演・シンポジウム

- 基調講演
「介護保険制度の課題と展望」
／竹林 信史氏 (厚生労働省 老健局 介護保険計画課長)
- シンポジウム
「どうなる? どうする? 介護保険」

集い **家族介護者の集い**

- 特別講演会 10:30～11:30
「大好きな母と過ごした日々を語る」
／伊藤 栄子氏 (女優)
- 相談、茶話会 11:30～13:30
在宅介護、認知症、福祉用具等の相談
※当日の要介護者の居場所についてはご相談下さい。



基調講演・
シンポジウム
厚生労働省老健局
竹林介護保険課長(当時)



高齢者サービスの紹介



まちぐるみ演劇公演



先進な取り組み事例発表

地域包括ケア人材育成センター【2018年度(平成30年度)創設】

介護人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所支援までを一体的に行う総合的な人材確保・養成機関を設置しています。地域包括ケア人材育成センターの4つの機能（活かす、育てる、支える、つなぐ）を強化し、総合的な介護人材の確保、育成事業を拡充します。

地域包括ケア人材育成センターの4つの機能

活かすの推進 人材養成事業
潜在的人材を活用し、
2025・2040年に備えます。

- 介護職員初任者研修
- 武蔵野市認定ヘルパー養成研修
- 武蔵野市認定ヘルパーフォローアップ研修

育てるの推進 研修・相談事業
質の高いサービスを目指した研修と
従事者相談を行います。

- 技術研修
- 認知症支援研修
- 潜在的有資格者復帰
- 喀痰吸引等研修
- 介護従事者の悩み相談室

つなぐの推進 就職支援事業
人それぞれに合った仕事、
事業所が見つかるよう支援します。

- お仕事フェア
- 就職相談

支えるの推進 事業者・団体支援事業
市内の事業者・団体の経営と
運営を支援します。

- 管理者・経営者向け研修会
- 共助の活動への支援
- プロジェクト若ば

武蔵野市 地域包括ケア
人材育成センター

介護人材の発掘と定着支援【2020年度(令和2年度)新規事業】

介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として実施した「介護職・看護職Reスタート支援金事業」の継続を検討し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行います。

令和2年8月から開始！

武藏野市介護職・看護職Reスタート支援金（令和2年度）

対象 いずれにも該当すること

- 緊急事態宣言発令の令和2年(2020年)4月7日以降、武藏野市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員であること
- 就職した日から過去3か月以内に介護施設等に在籍していないこと
- 介護施設等の運営法人に直接雇用されていること

対象となる介護施設・資格等

対象となる介護施設等		資格を有する者に該当する資格等
介護 178事業所	訪問介護	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者 社会福祉士 精神保健福祉士 看護師 准看護師 保育士（障害児通所のみ） 児童指導員（障害児通所のみ）
	訪問リハビリテーション	
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	通所介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	通所リハビリテーション	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	認知症対応型共同生活介護	
	介護老人福祉施設	
	特定施設入居者生活介護	
	介護老人保健施設	
障害 58事業所	介護療養型医療施設	
	居宅介護	
	就労系・生活介護	
	共同生活援助	
	施設入所支援	
障害児通所		

交付金額

- 資格等を有する常勤職員 15万円
- 資格等を有しない常勤職員 5万円
- 資格等を有する非常勤職員 5万円



【人口と被保険者数・認定者数の実績】

○高齢化率微増、後期高齢化率微増

高齢化率22.26% (4.5人に1人が65歳以上)、
後期高齢化率12.08% (8.27人に1人が75歳以上)

○第1号被保険者の20.22%が要介護・要支援認定者 (4.9人に1人)

年度等	各年度、翌年度4月1日現在				各年度末(3月31日)現在				総合事業対象者数
	人口総数	65歳以上人口	うち75歳以上人口	高齢者に占める後期高齢化率	高齢化率	後期高齢化率	第1号被保険者数	認定者数	
令和2年度	147,975	32,878	17,555	53.4%	22.22%	11.86%	33,107	6,639	6,500 19.63% 83
令和3年度	148,300	33,018	17,918	54.3%	22.26%	12.08%	33,240	6,865	6,720 20.22% 80
増減	325	140	363	0.9%	0.05%	0.22%	133	226	220 0.59% △ 3
前年度比	100.2%	100.4%	102.1%	-	-	-	100.4%	103.4%	103.4% - 96.4%

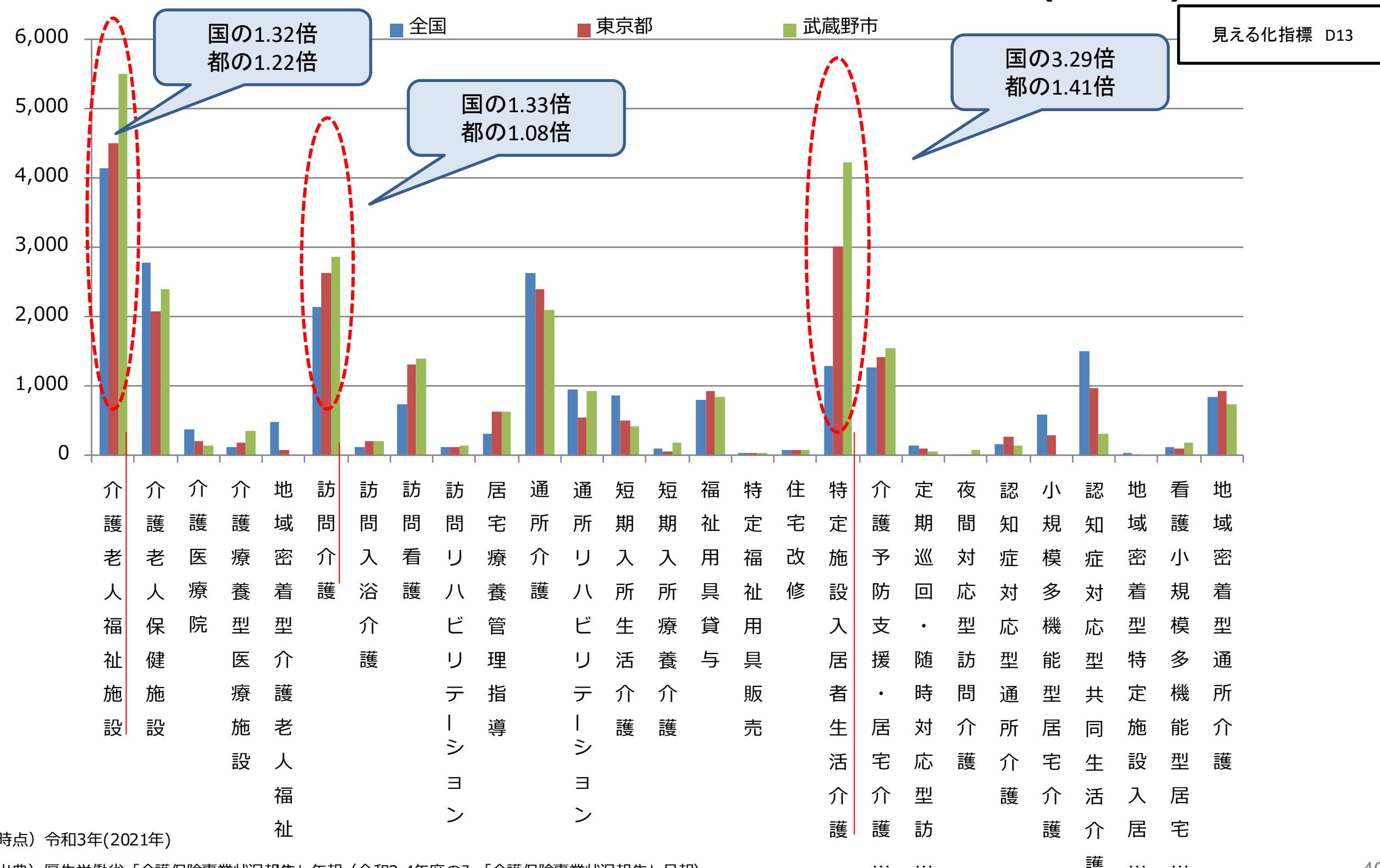
※人口統計(市民課)、介護保険事業状況報告(高齢者支援課)を基に作成

人口、高齢者人口、後期高齢者人口 いずれも対前年比微増

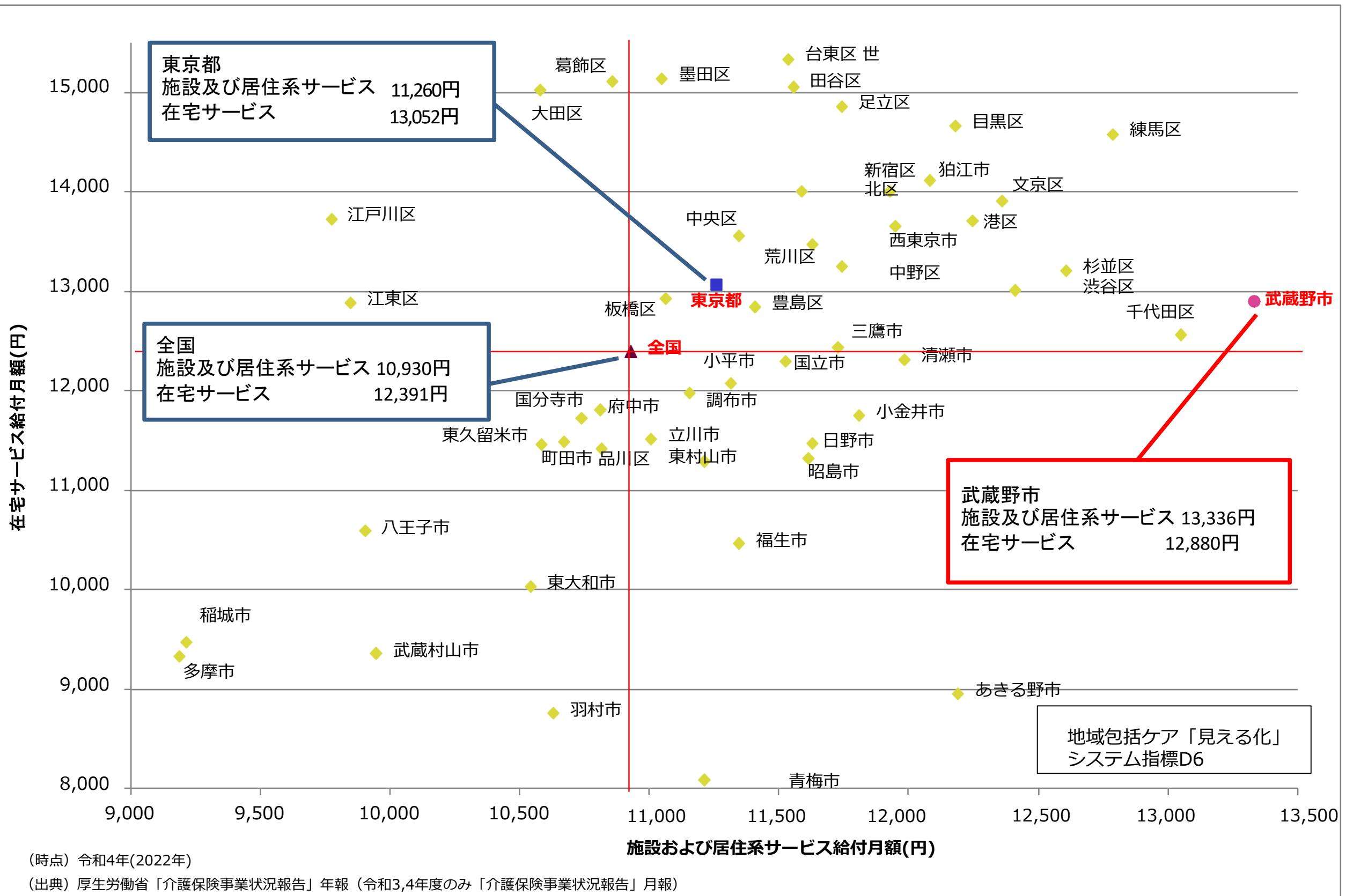
認定者数は高齢者人口、後期高齢者人口の伸び率を上回って増

事業対象者数は引き続き減少傾向だが令和3年度は減少幅が緩やかに。

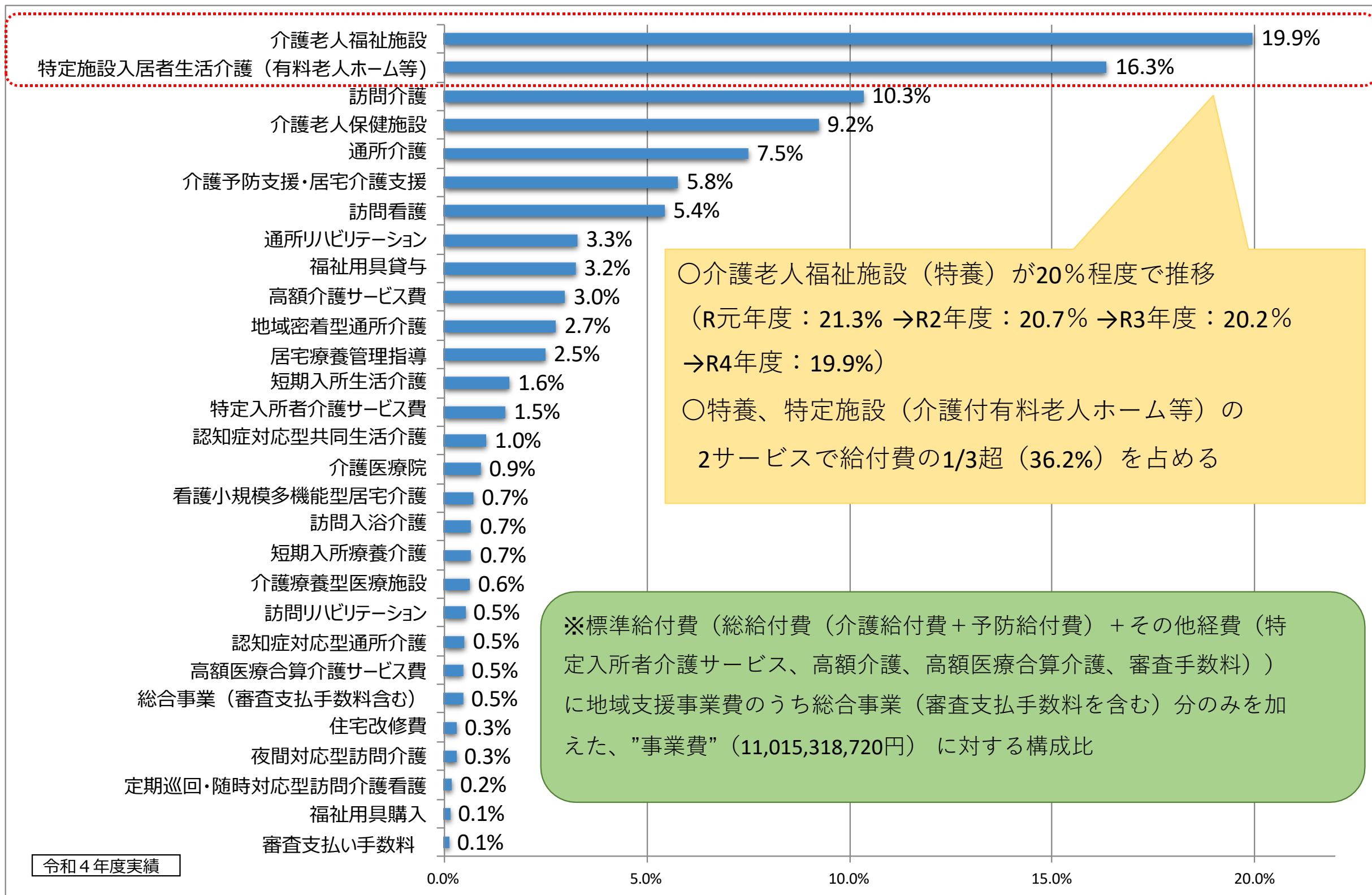
第1号被保険者1人あたり給付月額 (サービス種類別) (令和3年(2021年))



第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設及び居住系サービス)



令和4年度介護保険事業費(※)に占めるサービス別構成比



武蔵野市の特別養護老人ホーム・特定施設(有料老人ホーム等)利用者数

総人口	148,196
第1号被保険者数	33,364
要支援・要介護認定者数	7,100

※単位(人)

※総人口は令和5年4月1日現在、
第1号被保険者数、要介護認定者数は令和5年3月末現在

特養入所者数	653名	入所(入居)者数(令和5年3月審査)			要支援・要介護認定者数に占める割合	第1号被保険者数に占める割合
		協定13施設	519名	79.5%		
		その他77施設	134名	20.5%		
		隣接市区	7施設	24名	3.7%	
		区部	4施設	4名	0.6%	
		都内市部	45施設	73名	11.2%	
		都外	33施設	33名	5.1%	
特定施設入居者数 (有料老人ホーム等)	788名				11.1%	2.4%
		市内	17施設	200名	25.4%	
		隣接市区	131施設	324名	41.1%	
		区部	28施設	29名	3.7%	
		都内市部	76施設	109名	13.8%	
		都外	114施設	126名	16.0%	

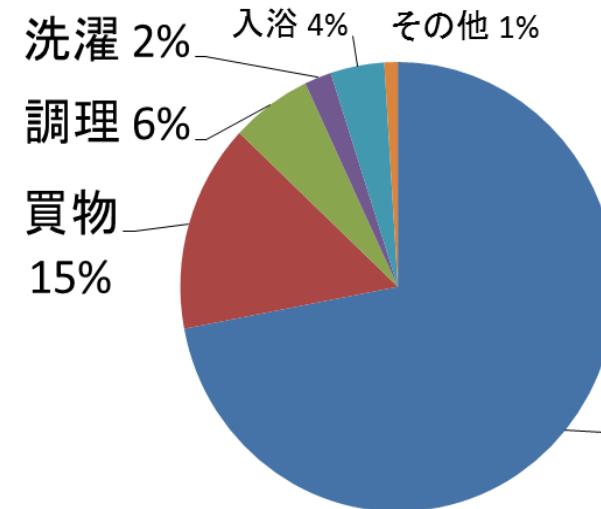
H28.4.1 H31.4.1 R4.4.1

特養申込者数	284名	298名	279名
特養入所者数	620名	693名	653名

総合事業「武蔵野市認定ヘルパー（いきいき支え合いヘルパー）」

【総合事業実施前の状況】

介護予防訪問介護の援助内容の9割以上が「家事援助」→有資格者でなくても一定の専門性があれば提供可能



武蔵野市における介護予防
訪問介護の援助内容の内訳
(平成25年7月実績)

【総合事業を実施するまでの課題】

- 今後の急速な高齢化に対応するためには、社会参加による介護予防を進めながら、高齢者も支援の担い手になりうる仕組みを構築し、「まちぐるみの支え合い」をさらに進めることが重要。
- 介護人材の不足によりスキルを持った（有資格の）ヘルパーは中重度の高齢者の介護へシフトすることが求められる中、「軽度者に対するサービスの人材確保」も必要。
- 多様な主体によるサービスの充実を図る一方で、「支援の質の担保」も不可欠。

人材確保とまちぐるみの支え合いの推進のため「武蔵野市認定ヘルパー」制度を創設

- 2025年までに現在の1.31倍の介護職が必要。介護福祉士等の資格を持たない市民（高齢者、主婦等）でも「武蔵野市認定ヘルパー」として総合事業の「緩和した基準による訪問型サービス」において家事援助の提供が可能。（福祉公社、シルバー人材センター等に所属した上で、サービスに従事。）
- 市の独自の研修を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」に認定。研修内容は3日間計18時間程度の講義（「介護保険制度の概要」「高齢者の心身」「接遇」「家事援助の知識と技術」等）と実習（同行訪問）
- これにより「軽度者に対するサービスの人材確保」「まちぐるみの支え合い」「支援の質の担保」を同時に実現。

武蔵野市の地域包括ケアシステムの特徴

＜武蔵野市の特徴＞

- ①市民の地域福祉活動への熱意・ポテンシャルが高い
- ②医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・赤十字病院・ケアマネジャー・介護サービス事業者など関係機関同士の連携が進んでいる
- ③高齢者福祉総合条例に代表される総合的・戦略的な高齢介護施策の展開



介護保険サービスの提供力・供給力が高水準にあるだけでなく、武蔵野市独自のユニークなサービスや住民の皆さんによる“互助”“共助”の様々な取り組みが豊富に存在する！

武蔵野市の地域包括ケアシステムが目指すものは…

2025年に向けた“まちぐるみの支え合い”

- 基本目標：重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう”尊厳”を保持し、「高齢者のQOL」と「居宅生活の限界点」を高める！
- 支援を必要とする人への”共感と共鳴””温かいまなざし”…の重層的な組み合わせ！

結びに…

これからの介護保険・地域包括ケアのあり方について

●介護保険は「簡素・明快な制度」であるべき

→介護保険制度施行当時のサービスコードは1,760種類だったが、今はその約17倍の3万超のサービスコードとなり「複雑怪奇」。

→誰もが要介護状態となった時、適切なサービスが受けられるよう、人材の確保と育成、そして「負担と給付」の関係が明快であり続けること。

●「介護保険制度は高齢者の生活の一部しか担えない」「地域包括ケアは介護保険制度の枠内では完結しない」

→単身高齢者・高齢者のみ世帯・家族介護力の低下などで、生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者がこれまでにない規模で増加。

→医療・介護のネットワークや介護保険以外の高齢者福祉施策の充実、地域の支え合いが今まで以上に求められる。

●そもそも地域包括ケア(まちぐるみの支え合い)は、高齢者のみならず、子どもからお年寄りまで全世代に共通の仕組みであるべき

→大事なのは、理念と目標を共有化すること…さて、未来は?

ご清聴ありがとうございました！



<介護保険制度導入時の武藏野市の取り組みの詳細>

現在、Webマガジン「医療と介護2040」で、〈前副市長が語る介護保険と地域の20年〉を連載中

<https://cksk.org/article/columns/column-sasai-hajime/16974.html>

